

氷見市景観計画の改定について (説明資料)

氷見市景観審議会

令和8年3月23日(月)

- (1) 氷見市景観審議会の役割
- (2) 景観形成重点地区の指定に向けた検討経過
- (3) 令和7年度の実証実験の取組み
- (4) 氷見市景観形成重点地区景観計画シンボルロード地区（素案）
- (5) 氷見市景観計画（全市版）の一部改定
- (6) 今後の予定

(1)氷見市景観審議会の役割

○氷見市景観条例第17条より抜粋

- ・良好な景観形成に関し必要な事項について調査審議する。
- ・調査審議する内容
 - この条例の規定によりその権限に属させられた事項。
 - その他、良好な景観形成に関し市長が必要と認める事項。
- ・良好な景観形成に関して市長に意見を述べることができる。
- ・10人以内の委員とし、学識経験者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員等専門性を有する者及び公募市民にて構成する。
- ・委員の任期は、2年とする。(委員は、再任できる)
- ・特別な事項を調査審議するために必要があるときは、当該事項に精通する専門家その他関係者の出席を市長に要請することができる。
- ・運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○氷見市景観条例施行規則第11条より抜粋

- ・会長を置き、委員の互選によって定める。
- ・会長が招集し、その会議の議長となる。
 - (会長の選任前においては市長が審議会を招集する)
 - (会長に事故があるときはあらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する)
- ・委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- ・審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。
- ・その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

氷見市景観条例の規定より

審議会の意見を聴かなければならない事項	条例における規定条文
・景観計画を策定または変更するとき	条例第4条第1項
・景観形成重点地区の指定をしようとするとき	条例第4条第2項
・届出行為が不適合で、かつ指導・助言に従わない場合の勧告	条例第7条
・特定届出対象行為が不適合で、かつ指導・助言に従わない場合の必要な措置の命令	条例第10条
・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定または指定の解除をしようとするとき	条例第12条第1項
必要に応じて審議会の意見を聴く事項	
・勧告に従わない場合の事実の公表をするとき	条例第8条第2項

※景観形成重点地区

氷見市内で特に積極的に景観誘導を行う地区

※特定届出対象行為

届出対象行為の中で別に条例で定めるもの

景観形成重点地区内の建築物又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更

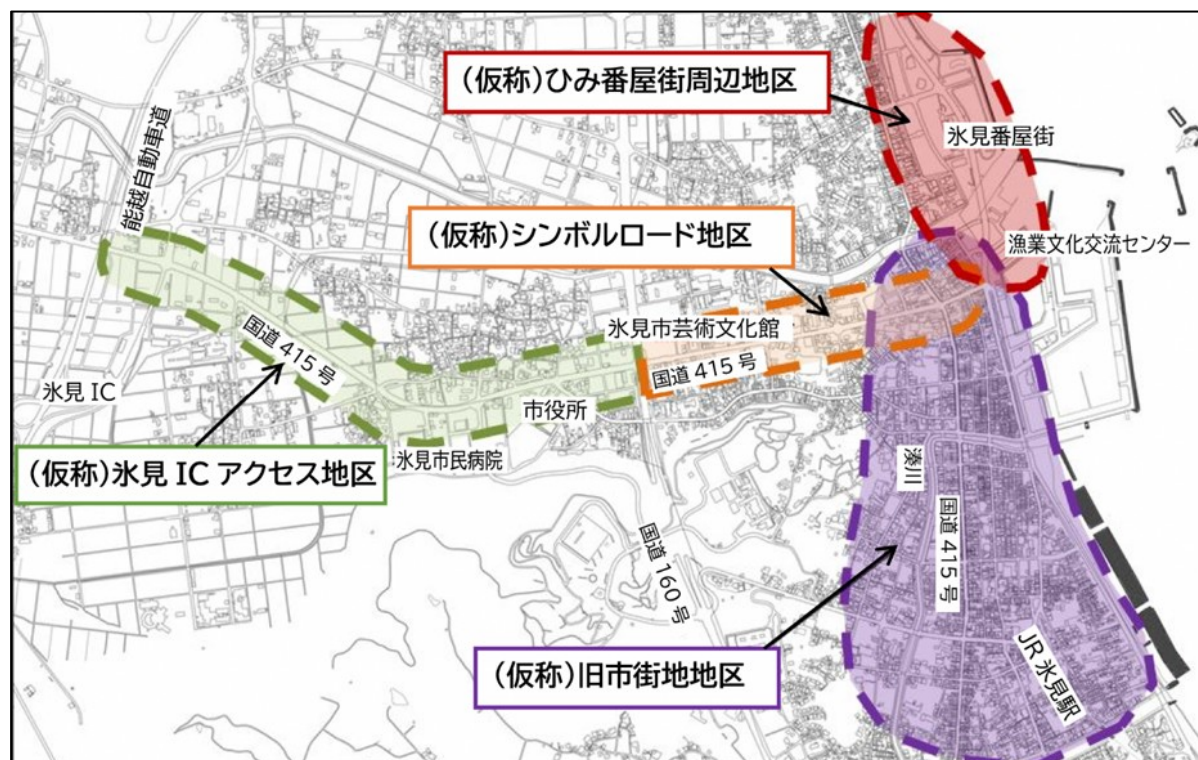
※景観重要建造物及び景観重要樹木

景観上重要な建造物及び樹木を指定しその維持、保全継承を図るもの

(2) 景観形成重点地区の指定に向けた 検討経過

1. 景観形成重点地区指定の背景

- 氷見市では、美しい自然景観の保全や魅力ある個性豊かな景観の創造を図るため、平成31年3月に「氷見市景観計画」を策定し、氷見らしい良好な景観づくりに取り組んでいます。
- 景観計画において、地域の景観資源を活かして重点的・積極的な景観形成を図る「景観形成重点地区」の候補を12地区選定し、**特に優先度の高い地区として下図の4地区**を選定しています。
- 令和4年10月の氷見市芸術文化館の開館を契機とし**、まちの玄関口としての良好な景観形成と賑わい創出のため、①**(仮称)シンボルロード地区**と②**(仮称)氷見ICアクセス地区**について積極的な景観形成を図る景観形成重点地区指定への具体の検討を進めています。



【景観形成重点地区候補地の4つの地区】

①(仮称)シンボルロード地区 (国道415号 幸町～中央町)



②(仮称)氷見ICアクセス地区 (国道415号 大野～鞍川)



1. 景観形成重点地区とは

- ・ 景観形成重点地区は、地区ごとの特性に着目して、地域の拠り所や顔となるような、質の高い景観形成に取り組む必要がある地区である。（景観条例第4条2項）
- ・ 重点地区においては、**届出対象行為や景観形成基準をその地区に特化したきめ細かなものに設定し、景観誘導を積極的に推進することが望まれる。**

【景観形成重点地区の選定基準(氷見市景観計画P28)】

1. 本市を代表する景観資源を有し、積極的な景観形成が求められる地区
2. 本市の計画等の位置づけから、重点的な景観形成を行う必要がある地区
3. 事業等による急速な開発又は衰退によって景観が著しく変化するおそれがある地区
4. 景観に対する地区住民の意識が高く、積極的な景観誘導が期待できる地区

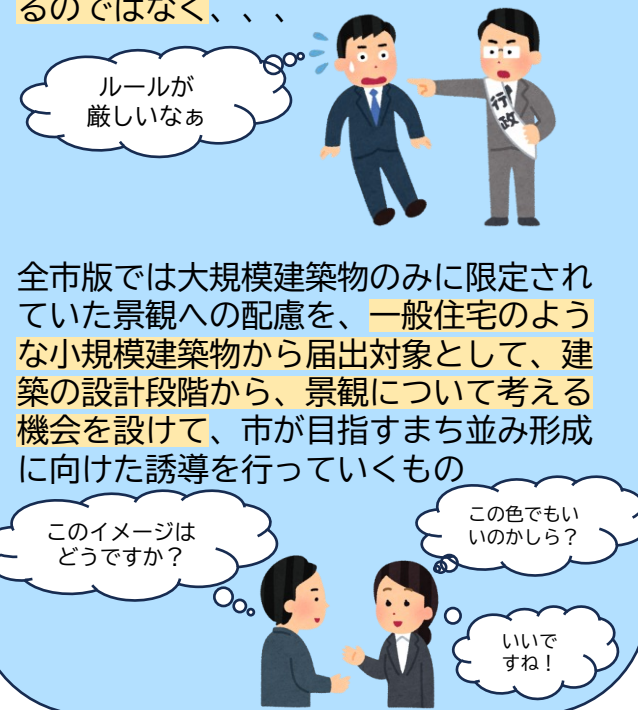
候補地 地区名	該当する選定基準及び概要			
	1、本市の代表的な景観資源を有する	2、主要計画で位置づけられている	3、事業等による急速な開発又は衰退が危惧される	4、地区住民の意識が高い
(仮称) 氷見インターチェンジ(IC)アクセス地区 (国道415号大野・鞍川)	◎ ・氷見市役所、金沢医科大学氷見市民病院などのシンボリックな建築物を有する ・ICから氷見市街地への玄関口として、広がる田園や朝日山を望める	◎ ・「氷見市都市計画マスタープラン」の“地域別構想”では、玄関口としてふさわしい景観形成を図ることが示されている	○ ・氷見ICから本市の市街地へのアクセス道路沿道であり、市役所や病院などの立地に伴い、開発圧力が高まっている ・屋外広告物が散見される	○ ・地区住民が参加するワークショップによって、勉強会が開催されたことがあり、意識が高い
(仮称) シンボルロード地区 (国道415号幸町・中央町)	◎ ・無電柱化によって、シンボルロードとしての良好な公共空間が形成されている ・旧氷見市民病院跡地にまちの顔となる新文化施設の建設を予定している	◎ ・「氷見市都市計画マスタープラン」の“地域別構想”では、シンボルロードとしての沿道景観の創出が示されている	○ ・無電柱化事業などが進められた一方で、空き地や空き店舗があり、魅力的な景観づくりが必要となっている	○ ・新文化施設の建設予定地として住民の関心が高く、今後もさらに機運の高まりが期待される

本市においては

きめ細やかなものとは・・・

氷見市景観計画（全市版）と比べて

厳しい景観形成基準を設けて規制をかけるのではなく、...



全市版では大規模建築物のみに限定されていた景観への配慮を、**一般住宅のような小規模建築物から届出対象として、建築の設計段階から、景観について考える機会を設けて、市が目指すまち並み形成に向けた誘導を行っていくもの**



2. 国道415号沿道におけるこれまでの整備の経緯

シンボルロード整備構想(1999(平成10)年1月)

テーマ『うるおいと賑わいがあり、氷見らしさを持った新都市軸の形成』

〈国道415号沿道の位置づけ〉

- ・能越自動車道や国道160号と中心市街地を結ぶアクセス軸
- ・本市の顔及び玄関口にふさわしいシンボル軸
- ・能越自動車道、国道160号、国道415号の3つの南北軸を結びつけるとともに、商業・業務、医療・福祉、流通・工業などの機能が集積する都市軸

国道415号沿線(氷見I.C.～富山湾)を『シンボルロード』として位置づけ

公共用地(街路本体と沿道街区)等における取組み

■沿道の整備(1985(昭和60)年～現在)

- ・道路の拡幅、歩道の美装化(9m→16m)
- ・電線類の地中化(国道160号～漁港)
- ・デザイン照明の整備
- ・植樹帯の設置による街路樹の整備
- ・歩道のバリアフリー化(段差解消、点字ブロック)
- ・ポケットパークの整備
- ・ストリートファニチャーの整備



中央町ポケットパーク



沿道の整備

■公共施設の移転・整備(2003年～現在)

- ・氷見市いきいき元気館:旧総合体育館を改修し、2003(平成15)年4月オープン
- ・金沢医科大学氷見市民病院:鞍川地内に2011(平成23)年9月に移転オープン
- ・氷見市役所:旧富山県立有磯高等学校校舎、体育館を改修し、2014(平成26)年5月オープン
- ・氷見市芸術文化館:旧市民病院跡地に2022(令和4)年10月オープン



氷見市芸術文化館



氷見市いきいき元気館

民有地・中心市街地における取組み

■民有地(沿道街区)

- ・シンボルロード整備構想において、統一された街並み景観の形成にむけて、地区計画、建築協定や任意の協定などにより、共通の緩やかなデザイン基準(素材、色彩、形態など)を設けることが提案されているが、実際の取組みには至っていない。



芸術文化館周辺



氷見I.C.～氷見市民病院

■中心市街地

- ・核施設(ひみ番屋街)、回遊ルート(まんがロードや案内サイン)やコミュニティバス(市街地周遊バス)の整備、移住支援(IJU(移住)応援センター)などを実施。



市街地周遊バス



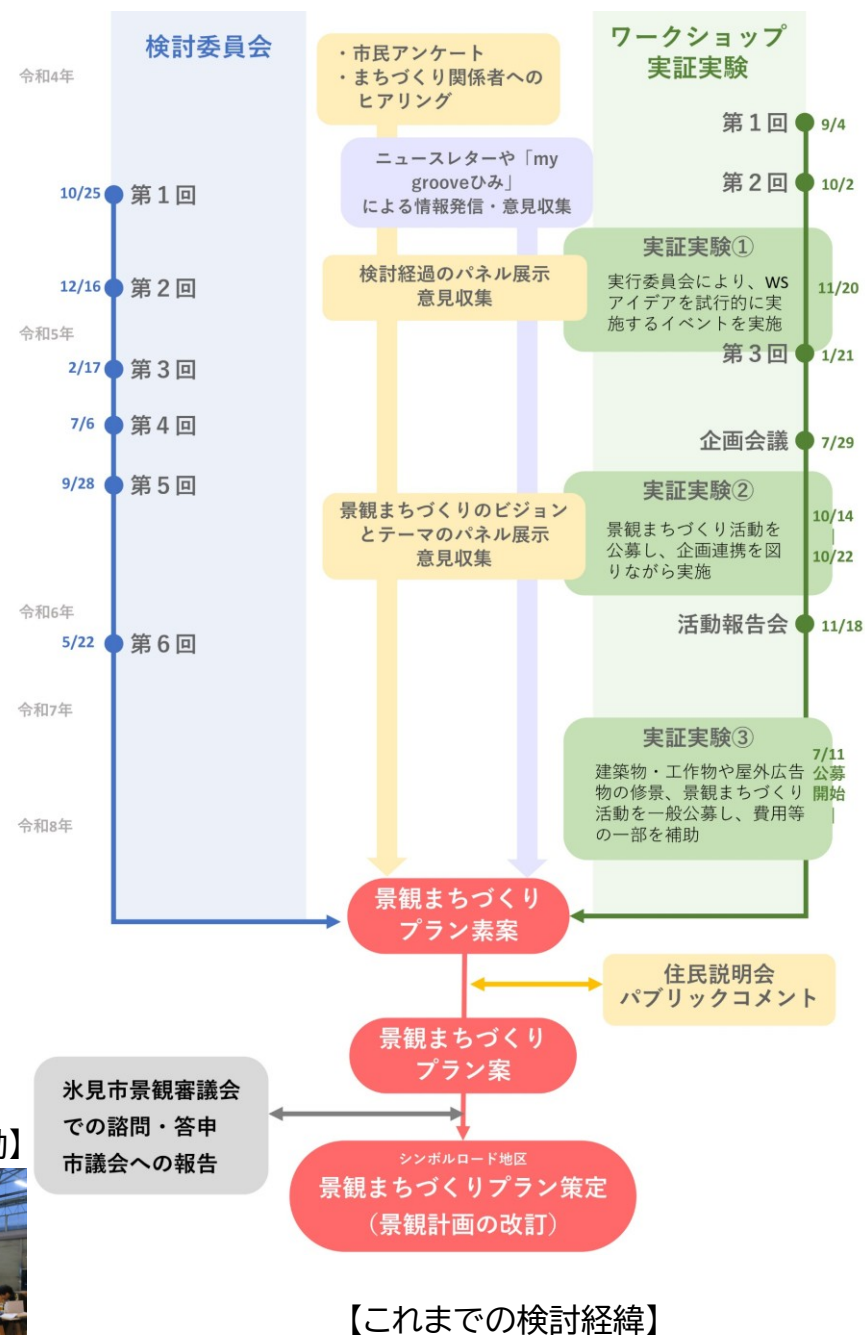
まんがロード

3. 景観形成重点地区の指定に向けた検討体制

- 令和4年度から令和6年度まで学識経験者や関係団体の代表等による検討委員会と市民等を対象とするワークショップ等を平行して実施し、重点地区指定の検討を進めてきました。
- 令和7年度は重点地区指定後の運用を見据え、補助制度の検討のための実証実験を実施してきました。

【氷見市景観形成重点地区指定検討委員会名簿】

属性	氏名	所属 役職	分野	備考
学識経験者	藪谷 祐介	富山大学 学術研究部 講師	コミュニティデザイン	副会長
景観審議会	川合 光行	氷見市景観審議会会長代理	建築	会長
地区住民	大嶋 充	自治振興委員連合会会長兼東地区会長	住民代表	
	北 慎吾	鞍川協議会会長	住民代表	
	松村 正博	七軒町自治振興委員	住民代表	
	川淵 勇	大野自治振興委員	住民代表	
	松木 延夫	沖布町内会会長	住民代表	
関係団体	浅井 健太	ワークショップ参加者	住民代表	
	河出 洋一	氷見市文化振興財団総合プロデューサー	文化・芸術	
	升方 芳美	氷見まちづくり協議会	空き家・市街地活性化	
行政機関	高橋 薫	氷見市観光協会 理事	観光	
	鎌仲 篤志	富山県氷見土木事務所業務課副主幹	土木(道路管理者)	
	田中 慎治	富山県氷見土木事務所道路班班長	土木(道路管理者)	



【ワークショップ】

【実証実験企画会議】



【実証実験での活動】

【実証実験での活動】



【これまでの検討経緯】

4. 景観形成重点地区の検討イメージ

【シンボルロード地区の将来像・ビジョン】

【景観資源・景観特性】

場所・空間の特性把握



景観のポイントと眺め

- ・現地調査等より特徴的な景観や視点場の抽出
→ランドマークやアイキャッチとなる要素
→眺望と視点場



まち並み

- ・市民・来訪者が利用する公共施設等のランドマークの抽出
- ・土地利用等によるまち並みのまとまり抽出



歴史・文化

- ・旧地図や絵図、現地調査より抽出
→旧市街地、旧集落地
→文化財、社寺、おんぞはん等



自然・田園

- ・まちを取り巻く地形地物の構造抽出
→海と港湾、上庄川、湊川などの水辺
→山と緑、田園など

○地区の景観資源や特性を整理し、ワークショップなどから市民の想いを把握し、シンボルロード地区の景観まちづくりの目指すべきビジョンとテーマを設定しています。

ビジョンの可視化

市民・来訪者の心象把握

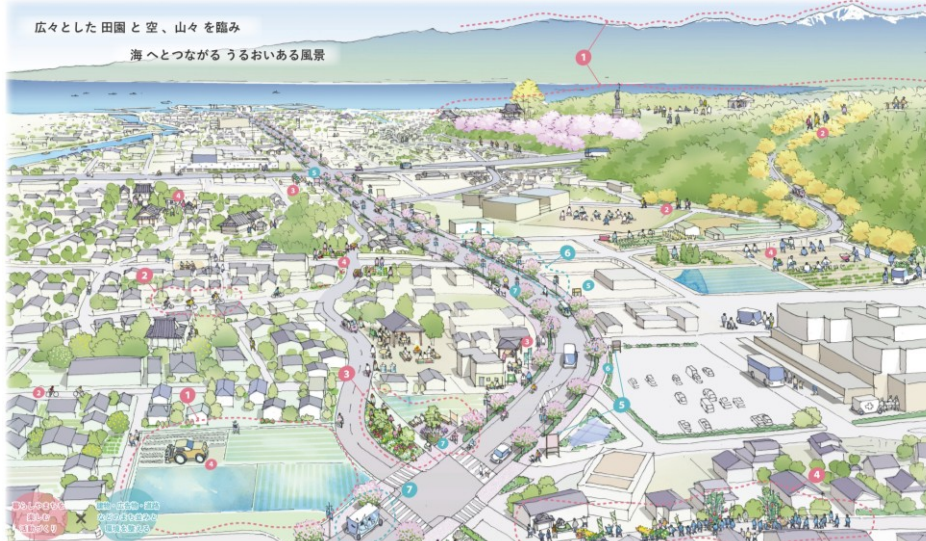


- 市民の想い、活動
- ・祭り・イベントなど心象的な景観
 - ・住民・来訪者の声（ヒアリング、アンケート、ワークショップや実証実験を通じて抽出）
→即地的な場所（好きな場所等）
→地区の印象を語るキーワード
→沿道でしてみたいことや過ごし方

【ワークショップなどの意見】



- 1 民間のオープンスペースを活かそう
おみやげや季節限定の軽食などが楽しめるマルシェなど、賑わいの活動の場を
- 2 おみやげや軽食を売ってよう
おみやげ、軽食の売り場を少しずつ増やしていこう。まちのみどりもみんなで育てよう
- 3 魅力的/もったいない/資源を生かして活かそう
歴史・文化・自然の資源、空の眺めや山並み、空気を活かして、活用しよう
- 4 まちなかに盛り場/たまり場を増やそう
ちょっとした時に楽しめる、たまり場を増やしていこう
- 5 人の活動が楽しめる遊歩道や広場を増やそう
人の活動や自然環境が楽しめるよう、遊歩道や広場、遊歩道増設や自然環境の保全も検討したエリアを提案しよう
- 6 子どもが楽しめる場所を増やそう
広場や遊歩道、後には多種多様な、子どもが楽しめる場所を増やそう。それは多種多様な人が心地良い場所にもなる
- 7 ストリートファニチャーで空道をつなげよう
自然環境や文化活動のハブがポイントとなるオープンスペースなど、統一感のあるストリートファニチャーで空道をつなげよう
- 8 シンボルロードと周辺の魅力スポットをつなげよう
サイン、誘導、モビリティのスポット設置、道路の美観など、シンボルロードから周辺の魅力スポットを結ぶ環境を整えよう



- 1 朝日山や立山、田園への眺めを大事にしよう
朝日山や立山、田園、川と山並みなど、四季折々、一日の時間帯や気候によって異なる眺めを大切にしよう
- 2 田園ルートを開拓しよう
ワーキングやランニングを楽しむ誘いを開拓してルート化しよう。高層ビルをつくらう
- 3 シンボルロードと周辺の魅力を結ぶ結節点を彩ろう
交差点や道路の結節点を彩り、おみやげ、おんぞはんなどで、通りをよくしよう。サインや誘導の活用も検討しよう
- 4 祭礼や身近な環境を守る活動を大事にしよう
祭礼、行楽、おんぞはんや社会、自然の文化活動、環境を守る活動など、景観を守り育ててきた活動の継承を大事にしよう
- 5 建築物や広場を周辺の自然環境と調和させよう
田園風景の広がる周辺の環境や朝日山への眺望を活かしたデザインの開拓や広場の整備をしよう
- 6 まちなかのエントランスにふさわしい道路環境をつくろう
緑地や遊歩道、サインや誘導、サインや誘導、サインや誘導をまちなかの区画につなげよう。山並みをつなげる環境をつくろう
- 7 多世代が利用しやすいモビリティを充実させよう
高齢者、子育て世代、障害者など、多様な世代のニーズに応えるためのモビリティの充実を促し、手続に利用しやすいモビリティでの流れを整えよう

(3) 令和7年度の実証実験の取組み

1. 実証実験の目的

景観形成重点地区景観計画(案)に掲げるビジョンや将来像を、行政と市民等の協働のもとに実現するため、市民等が主体となって行う景観整備や地域活動への支援が必要である。

そのため、**将来的な補助制度の構築に向けた運用方法の確立及び課題抽出**を目的として、計画策定より先行して実証的な支援を行った。

2. 募集方法

景観まちづくりに寄与する取組みを広く募集

- ・シンボルロード地区の全世帯にチラシ配布
- ・市公式SNS (LINE、Instagram)での発信
- ・市公式HPでの発信
- ・新聞社への記事発信依頼

3. 募集期間

令和7年7月11日～令和7年8月11日 (1次締切)
(予算範囲内において、募集期間後も受付)

about 氷見市景観まちづくり支援事業 公募概要

A：建築物・工作物の修景事業

- ・氷見市のシンボル軸にふさわしいまち並みを形成するため、沿道のまち並みと調和の図られた建築物・工作物の創出を支援します。
- ・シンボルロード地区(対象エリア①の範囲)で行われる事業が対象です。
- ・当該行為がシンボルロード地区景観まちづくりプラン素案に示す「まち並み形成方針・景観形成基準」に適合する必要があります。

補助対象行為	補助対象経費 (1敷地につき各1回限り)	補助率	限度額
建築物の修繕、模様替え、色彩の塗り替え等※1	外壁、屋根等の工事に係る材料費及び施工費等※2(仮設工事を含む)	1/2以内	50万円
屋外建築設備等の配慮※1	室外機、配管等を目立たないよう工夫する工事に要する材料費及び施工費	1/2以内	10万円
建築物以外の配慮※1	外構の工事に要する材料費および施工費(仮設工事を含む)	1/2以内	10万円

※1 道路等の公共空間から見える部分
※2 プレハブ等の建築物の場合は外壁、屋根等に相当する部分

B：屋外広告物の修景事業

- ・氷見市のシンボル軸にふさわしいまち並みを形成するため、沿道のまち並みと調和の図られた屋外広告物の創出を支援します。
- ・シンボルロード地区(対象エリア①の範囲)で行われる事業が対象です。
- ・当該行為がシンボルロード地区景観まちづくりプラン素案に示す「まち並み形成方針」「富山県屋外広告物条例」「富山県景観づくり色彩ガイドライン」に適合する必要があります。

補助対象行為	補助対象経費 (1敷地につき各1回限り)
屋外広告物の除却・処分、改修するための要する経費	屋外広告物の除却・処分、改修するための要する経費

補助率	限度額
1/2以内	60万円 ※除却のみ、改修のみの場合は30万円

C：はじめよう！景観まちづくり事業

- ・シンボルロード周辺回遊エリアにおいて、景観形成重点地区との回遊や連携により、沿道と周辺の資源を発掘・整理、磨き上げていく取組みや心地よい回遊環境をつくる取組みを支援します。
- ・シンボルロード周辺回遊エリア(対象エリア②の範囲)において行われる事業が対象です。

補助対象経費	補助率	限度額
■ハード事業 (1敷地につき1回限り) 道路等の公共空間から見える部分の工事に要する材料費および施工費(仮設工事を含む)	1/2以内 ※1,2	10万円
●ソフト事業 ○身近な景観づくりに資する物品の制作・購入に必要な経費 ○回遊エリア内の資源や空間を活用した取組み、回遊を促進する取組の企画・開催に必要な経費(会場費、制作費、購入費、材料費、広報費等)	1/2以内 ※1,3	10万円

重点支援要件(補助率の嵩上げ)
※1 ハード事業とソフト事業を同一敷地で行う取組みの場合、各事業2/3以内
※2 向こう三軒・両隣にある複数敷地が協議した取組みの場合、各敷地につき2/3以内
※3 回遊エリア内にある複数敷地が協議して行う取組みの場合、各敷地につき2/3以内



area 対象エリア

対象エリア①
「シンボルロード地区(景観形成重点地区)」
景観法の仕組みを活用した景観誘導を図る範囲



対象エリア②
「シンボルロード周辺回遊エリア」
沿道との回遊や連携により、沿道の個性や奥行きを引き立たせることが見込まれる範囲(対象①を含みます)

application お申込み

代表者の方が、応募シート(市役所HPよりダウンロードまたは担当窓口で用紙を受け取り)に必要な事項を記入し、問合せ先に郵送・持参・メール・FAXでお送り下さい。詳しい要項、シンボルロード地区景観まちづくりプラン(案)もHPよりご覧いただけます。

氷見市 景観まちづくり支援事業 検索

申込み期限：令和7年8月11日(月) 必着

info お問合せ

氷見市 建設部 都市計画課 都市政策担当
〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地
E-mail: toshikeikaku@city.himi.lg.jp
TEL: 0766(74)8078 FAX: 0766(74)8104



【募集チラシ(はじめよう！景観まちづくり)】

4. 実証実験のポイント

①応募者や取組みの共有・連携ができるプロセスの検証

- ・ 応募者や取組みの共有・連携の機会として、応募者同士が顔を合わせる機会を初期と実施後に設ける
- ・ 必要に応じて、人的サポート（専門性や技術を有する市民等のマッチング、企画の伴走支援など）を実施する

②ビジョンを実現する制度内容の検証

- ・ ハード（建築物の景観整備）とソフト（活動づくり）の両輪で支援する。
- ・ 沿道や周辺で景観まちづくりに取り組みたい人が気軽に参画しやすい仕組みとする。
- ・ 景観まちづくりに資する多様な取り組みを対象とできる柔軟な枠組みを設ける。
- ・ 他市の補助制度を参考に比較検討し、適切な補助率や限度額を設定する。

③景観まちづくりの主体の意識醸成につながる申請・協議の仕組みの検証

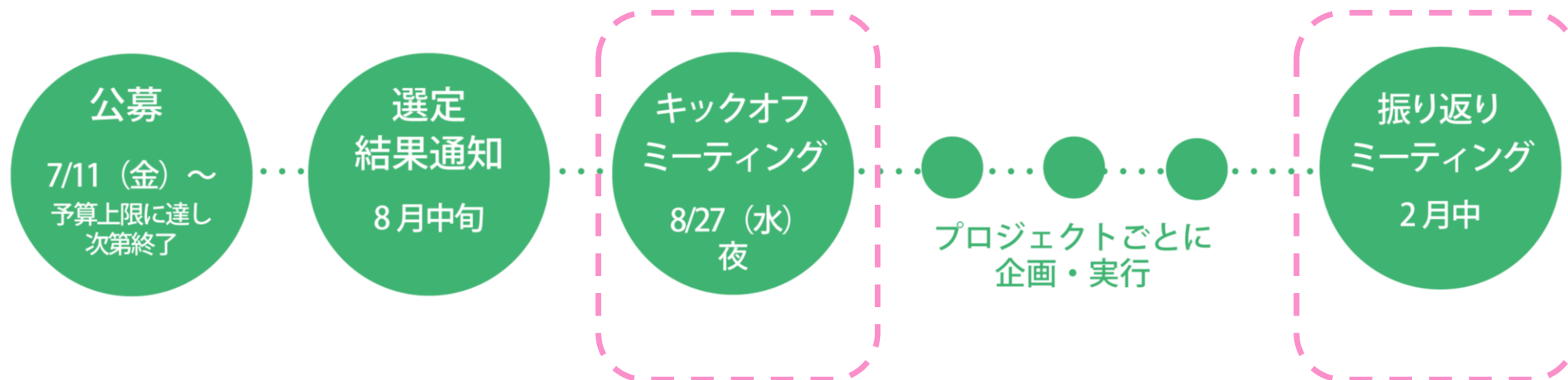
- ・ 景観まちづくりへの効果がより高い取り組みとするため、事前相談や専門家への相談・アドバイスを得る機会を設ける。

5. 応募者や取組みの共有・連携ができるプロセス



- ・ 応募者や取組みの共有・連携の機会として、応募者同士が顔を合わせる機会を初期と実施後に設ける
- ・ 必要に応じて、人的サポート（専門性や技術を有する市民等のマッチング、企画の伴走支援など）を実施する

公募から取組み終了までのプロセス



- ・ 応募者が顔を合わせて、取組みを共有・連携できる機会として、「キックオフミーティング」、「振り返りミーティング」を設け、原則として参加いただくこととした

6. ビジョンを実現する制度内容

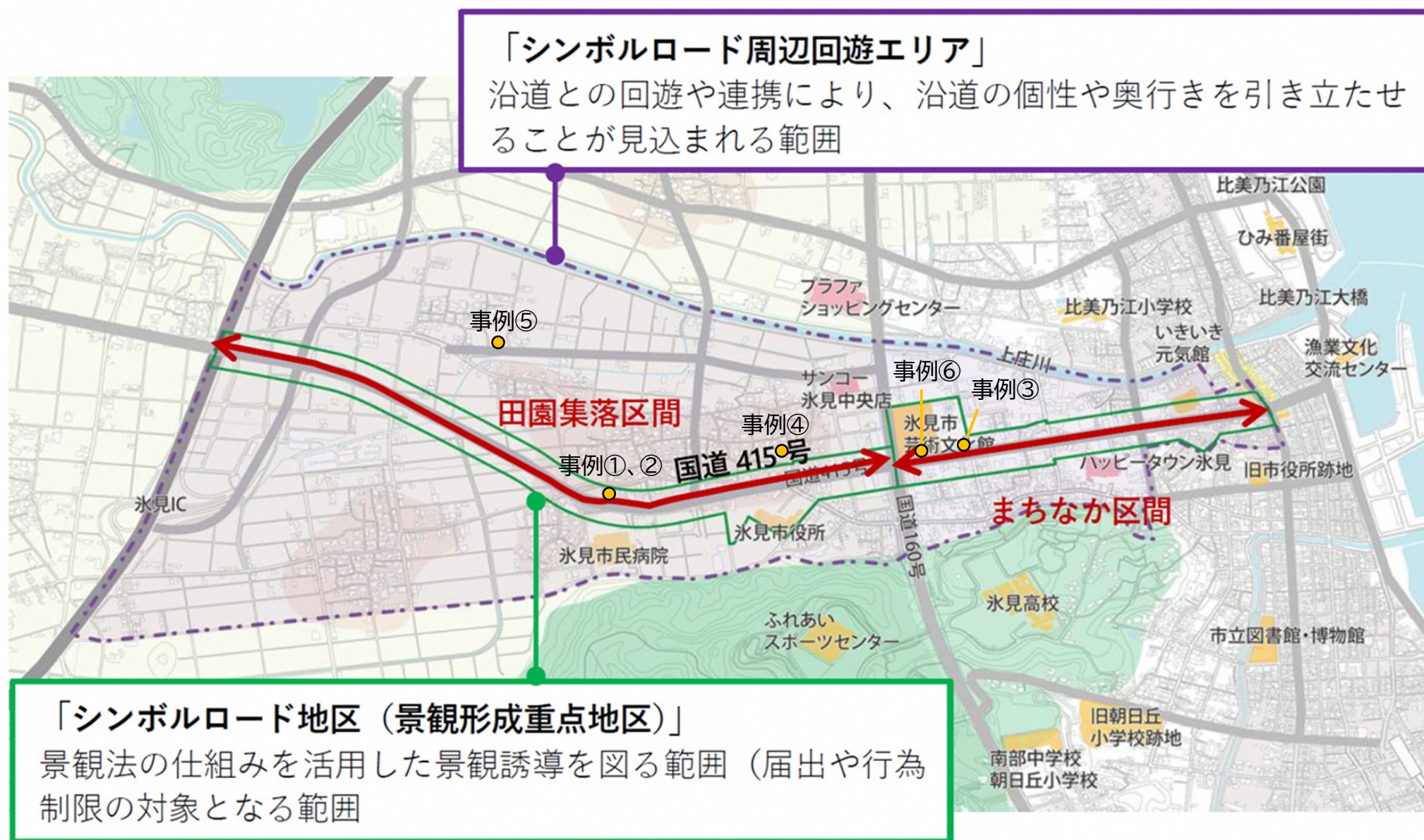
制度検討の ポイント

- ・ ハード（建築物の景観整備）とソフト（活動づくり）の両輪で支援する。
- ・ 沿道や周辺で景観まちづくりに取り組みたい人が気軽に参画しやすい仕組みとする。
- ・ 景観まちづくりに資する多様な取り組みを対象とできる柔軟な枠組みを設ける。
- ・ 他市の補助制度を参考に比較検討し、適切な補助率や限度額を設定する。

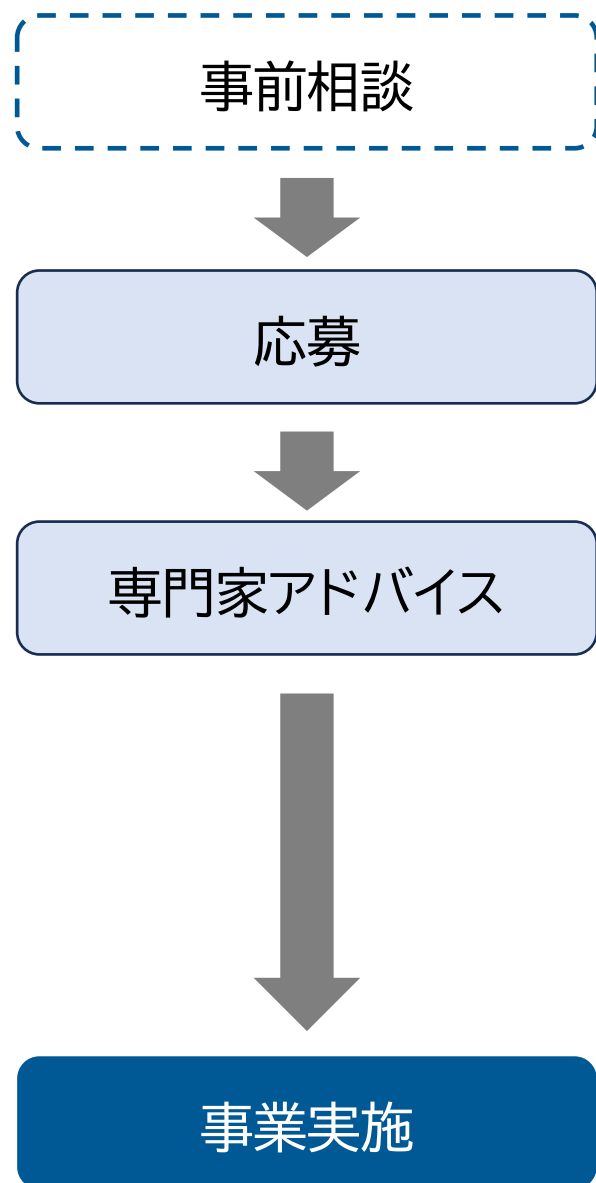
事業区分	補助対象経費	補助率	限度額	対象区域
A：建築物・工作物の修景事業				
建築物の修繕、模様替え、色彩の塗り替え等	外壁、屋根等の改修工事に要する経費	1/2	50万円	重点地区
屋外建築設備等の配慮	室外機、配管等を目立たないように工夫する工事に要する経費		10万円	重点地区
建築物以外の配慮	外構の改修工事に要する経費		10万円	重点地区
B：屋外広告物の修景事業				
屋外広告物の除却、改修	屋外広告物の除却、改修工事に要する経費	1/2	60万円	重点地区
C：はじめよう！景観まちづくり事業				
ハード事業	道路等の公共空間から見える部分の建築物等の改修に要する経費	1/2	10万円	回遊エリア
ソフト事業	身近な景観づくりに資する物品の制作・購入に要する経費 回遊エリア内の資源や空間を活用した取組み、回遊を促進する取組の開催に要する経費	1/2	10万円	回遊エリア

7. 対象区域

シンボルロード地区（景観形成重点地区）とシンボルロード周辺回遊エリアの2つの地区を対象に実施した。



8. 景観まちづくりの主体の意識醸成につながる申請・協議の仕組み



- ・ 相談があった方に、対象地における景観誘導基準・景観形成基準、景観まちづくりで目指していること等を説明
- ・ 補助対象とできるよう、企画を概ね検討・調整
- ・ 取組みの景観まちづくりにおけるポイント等を記載した応募シートと企画概要、デザイン案を提出いただく
- ・ 専門家として、富山大学藪谷先生に応募シート、企画概要を説明し、景観まちづくりの観点でさらにお願いたい事項などを整理し、応募者と相談・調整
- ・ 必要に応じて対面でのアドバイスや環境色彩の専門家への相談を実施



応募方法

景観まちづくり支援事業 応募シート

A: 建築物・工作物の修景事業

申請者	
代表者氏名	
団体名(団体で申請する場合のみ)	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
本事業の補助を受ける取組にあたっては、対象場所におけるまち並み形成方針に配慮するとともに、景観形成基準へ適合していただきます。(確認・承諾の場合 <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 確認した

1. 実施する取組・プロジェクト名
2. 補助対象行為 (該当するものに☑)
<input type="checkbox"/> 建築物等の修繕、模様替え、色彩の塗り替え等 <input type="checkbox"/> 屋外建築設備等の配慮 <input type="checkbox"/> 建築物以外の配慮 ※いずれも道路等の公共空間から見える部分が対象となります
3. 補助対象行為の場所 (対象の場所がわかる位置図や写真を添付してください)
氷見市
4. 申請者の区分 (該当するものに☑)
<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 建築物・工作物所有者 <input type="checkbox"/> 建築物・工作物使用者
5. 取組内容(実施予定の取組について具体的にご記入ください。取組のイメージ(画像や資料)などがありましたら添付してください)
例:道路から見える部分の壁面の色の塗り替え 店舗前の空間を地域や来訪者へのおもてなし空間として、花や緑で彩る

6. 取組のポイント(通りの景観づくりや賑わいづくりにおけるポイント、こんな景観(場面)を生み出したい!など)									
例:周辺と調和した色彩の外壁とすることで通りの統一感づくりに寄与する おもてなし空間を設けることで通りに親しみや賑わいが生まれる									
7. 取組スケジュール(5. 取組内容に記入された内容について、実施項目、実施時期をご記入ください。令和7年12月までの実施を前提としますが、令和8年1月以降になる場合はご相談ください。)									
※実施時期は ■ (横線)で表してください。									
	実施時期	令和7年					令和8年		
実施項目		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
8. 必要なサポートや今後の進め方(事業実施にあたり必要なサポートや今後の進め方、進めるにあたっての課題等がありましたら記入してください。)									
必要なサポート	例:建築や植栽など専門家のアドバイス、施工業者等の紹介								
今後の進め方や課題									
9. その他、取組のPRなどがありましたらご記入ください									

- 積極的な活用を促すため、申請手続きが負担とならないように、応募シートを提出いただき、内容を相談しながら支援を実施してきた。

・修景の概要

事例① M店舗 外壁改修工事

シンボルロード沿道に位置する店舗であり、長年の老朽化や地震影響もあり、外壁が劣化していた。そのため、シンボルロード沿道から見える景観に配慮し、外壁の改修を実施したものの。

・修景の結果



事業区分	対象区域	工事に要した経費	補助額
建築物の修繕、模様替え、色彩の塗り替え等	重点地区	110万円	50万円

⇒外壁には景観形成重点地区景観計画（案）の景観形成基準に適合する色彩を採用していた
 だき、朝日山や田園風景と調和した沿道景観づくりにつながった。

・修景の概要

事例② M店舗 野立広告物撤去工事

シンボルロード沿道に位置する店舗であり、お店の電飾看板が田園集落の風景に馴染んでいなかった。また、広告物自体が老朽化しており、これを機に撤去し、沿道の景観を阻害しないよう改善を実施したものの。

・修景の結果



事業区分	対象区域	工事に要した経費	補助額
屋外広告物の修景事業	重点地区	30,800円	15,400円

⇒沿道の景観に馴染んでいなかった電飾看板を撤去していただき、店舗と田園集落の景観との調和が図られた。

・修景の概要

事例③ U店舗 屋上広告物改修工事

シンボルロード沿道に位置する店舗であり、屋上広告物が富山県屋外広告物条例の高さの基準に適合していなかった。これまで市は改善をお願いしてきたが、撤去に多額な費用が掛かり、改善されていなかった。そのため、支援を活用し、突出した屋上広告物を撤去し、高さの基準に適合するよう改修を実施したものの。

・修景の結果



事業区分	対象区域	工事に要した経費	補助額
屋外広告物の修景事業	重点地区	250万円	60万円

⇒屋外広告物を富山県屋外広告物条例に適合する高さに改修していただき、建築物のスカイラインから突出しない規模となった。

・修景の概要

事例④ K邸 外壁改修工事

シンボルロード周辺回遊エリアの鞍川集落に位置する住宅であり、地震の影響もあり、外壁が劣化していた。今回、シンボルロード地区と調和を図るため、同等の色彩基準に改修を実施したもの。

・修景の結果



事業区分	対象区域	工事に要した経費	補助額
はじめよう！景観まちづくり事業(ハード)	回遊エリア	56万円	10万円

⇒住宅の外壁を暖色系の色彩に変更し、集落の風景との調和を図った。

・修景の概要

事例⑤ 浦大野八幡社境内と周囲の美化プロジェクト

シンボルロード周辺回遊エリアの神社であり、道路から境内が見えないほど雑木が生い茂っていた。神社を次世代にも残せるように、境内の再整備として、雑木を伐採し、新たに桜などの苗木を植樹したものの。

・修景の結果



事業区分	対象区域	工事に要した経費	補助額
はじめよう！景観まちづくり事業(ハード)	回遊エリア	57万円	10万円

⇒道路まではみ出て生い茂っていた雑木がなくなり、新たに苗木を植えられたことで、神社が明るくなり、過ごしやすく住民が集いやすい空間となった。

・修景の概要

事例⑤ 浦大野八幡社境内と周囲の美化プロジェクト

八幡社境内だけでなく、周囲の美化にも取り組みたいとの自治会からの意向を踏まえて、浦大野八幡神社前のガードパイプを市と協力し、景観配慮色へ塗り替えを実施したものの。(材料費市負担)

・修景の結果



浦大野八幡社境内と周囲の美化プロジェクト

浦大野八幡神社 境内整備 おひろめ会 & 神社前ガードパイプ塗り替えを行います！

お子様の参加も歓迎！ぜひ親子でご参加ください！

ガードパイプの塗り替え体験

の参加者を募集！

※参加は無料です。手袋や刷毛などの必要なものは事務局でご用意します。
※前日(11/22)・当日(11/23)が雨天の場合は、ガードパイプ塗り替えは中止し、11/24(月・祝)に境内整備おひろめ会のみ実施します。

日時 2025年11月23日 10:00~12:00 ガードパイプ塗り替え
12:00~ 境内整備おひろめ会
※自治会よりおにぎり、汁物の振る舞い

場所 大野児童公園 浦大野八幡社 内
※ガードパイプ塗り替えに参加される方は、汚れてもよい服装でご参加ください。
10時より説明・作業を開始しますので、それまでにご集合をお願いします。

- 浦大野自治会では、今年度に八幡社境内の美化プロジェクトとして、樹木の伐採、桜やアジサイなどの植樹、遊歩道づくりを行いました。
- 自治会の取組みに合わせ、八幡社周辺の景観をより良い形で継承していくため、神社前の白いガードパイプを景観配慮色に塗り替えます。
- 12時頃より、八幡社境内整備のおひろめ会として、自治会よりおにぎりや暖かい汁物の振る舞いがございます。おひろめ会のみのご参加も歓迎です！

きれいになった八幡社にぜひ来てください！
このガードパイプを景観配慮色に塗り替えます！

事務局 水見市 建設部 都市計画課 都市政策担当
〒935-8686 富山県水見市靉川1060番地
TEL: 0766 (74) 8078 FAX: 0766 (74) 8104

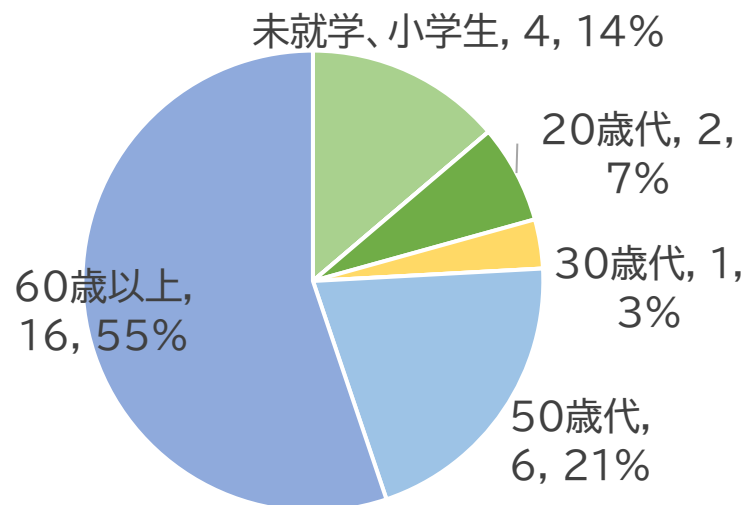
共催 浦大野自治会
大野新自治会

⇒市道のガードパイプが白色からダークブラウンに変わり、田園集落の風景と調和が図られた。また、多くの住民に参加いただき、地区の景観意識の啓発につながった。

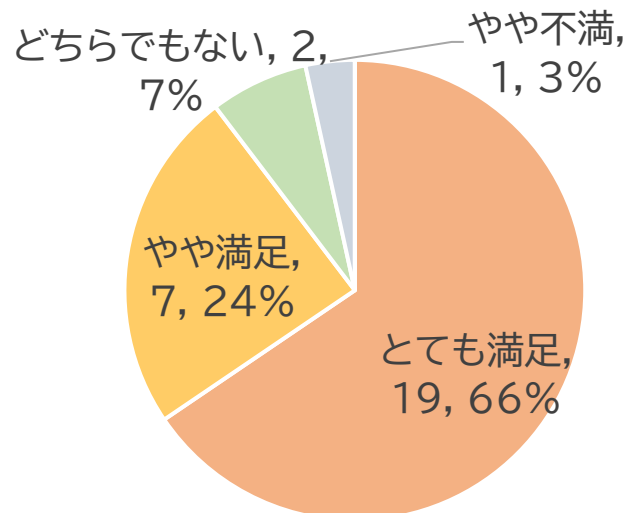
ガードパイプ修景アンケート結果 (N=29)

事例⑤ 浦大野八幡社境内と周囲の美化プロジェクト

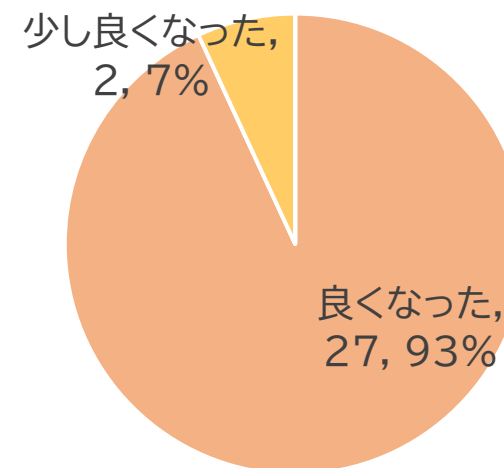
年齢



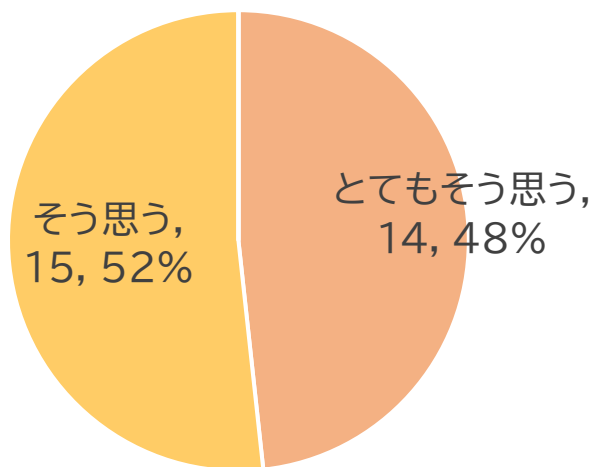
体験の満足度



神社前の景観の変化



R415と周辺で景観をよくする取組みが増えるとよいか



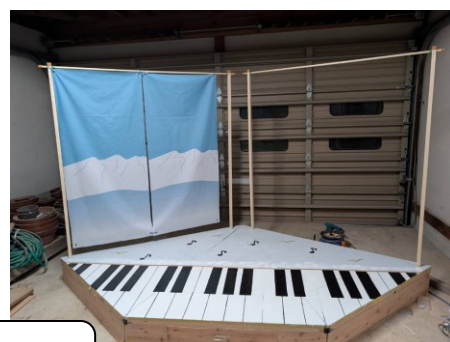
- ⇒小学生や若い世代も参加、体験の満足度は高評価
- ⇒神社前の景観については、『良くなった』が100%
- ⇒自由意見では、修景した周辺の定期的な草刈り等が多く挙げられた

・活動の概要

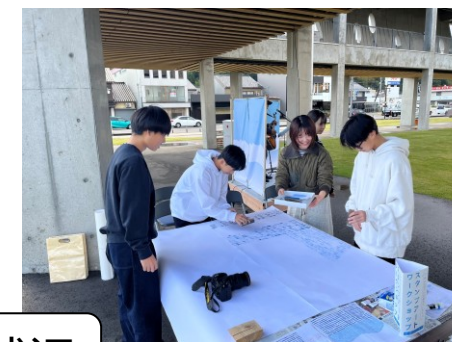
事例⑥ 路上ミニライブ賑わいづくりプロジェクト

シンボルロード沿道の賑わいづくりのため、芸術文化館の青空広場内でミニライブを行うもの。活動を行うにあたり、沿道へ賑わいを滲みだすように、ミニステージを制作してみたもの。

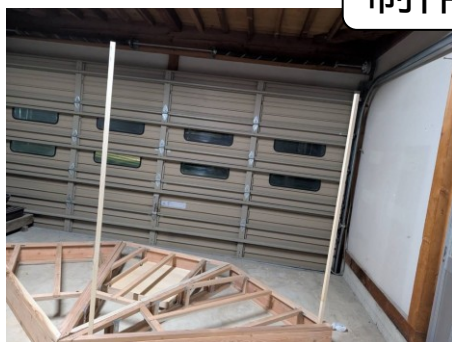
・活動の結果



制作状況



実施状況



事業区分	対象区域	活動に要した経費	補助額
はじめよう！景観まちづくり事業(ソフト)	回遊エリア	59,779円	29,889円

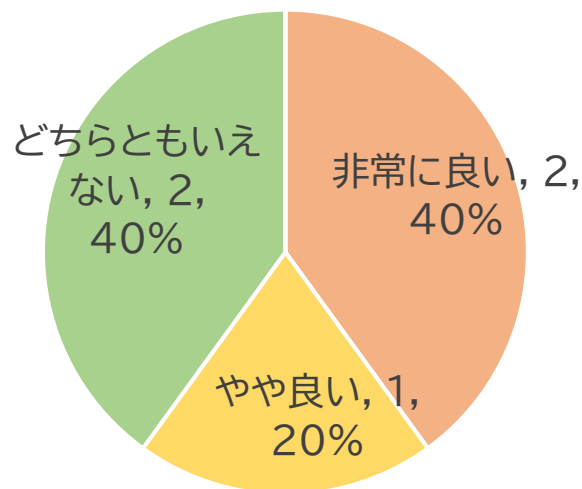
⇒ミニステージの制作にかかる材料費を支援した。ミニライブに合わせて、ステージの垂れ幕スタンプアートワークショップを実施し、気軽に鑑賞できる雰囲気づくりができた。

1. 応募者アンケート結果(N=5)

※C:はじめよう！景観まちづくり事業の応募者のみの結果 / A、B事業については、事業終了後にアンケート実施予定

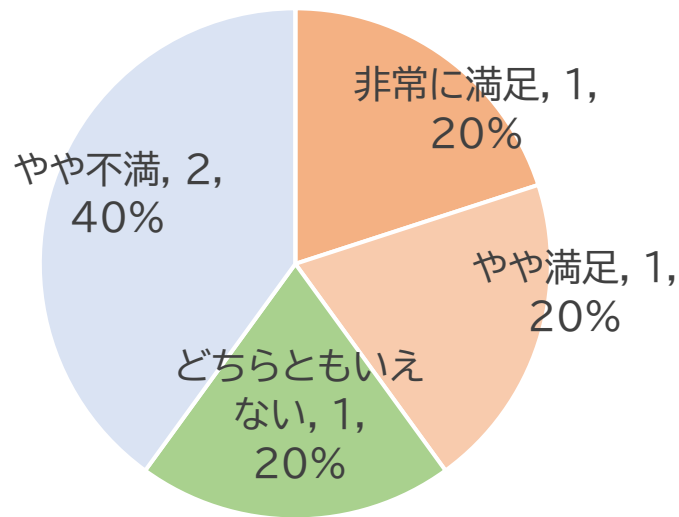
応募のしやすさ

(応募条件・応募シートの記入しやすさ)



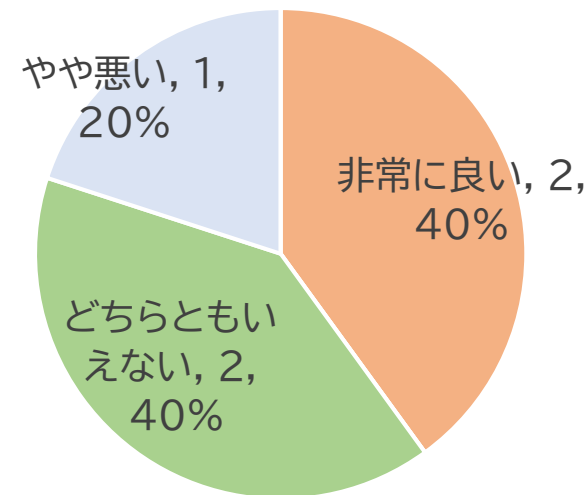
やや悪い、非常に悪い:0%

限度額、補助率の満足度



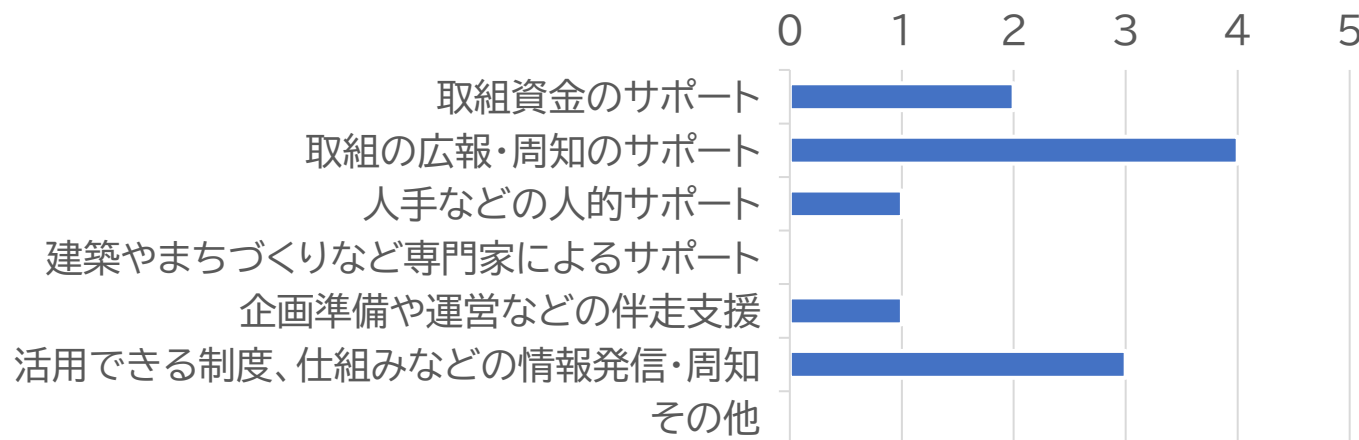
非常に不満:0%

補助対象経費の内容



やや良い、非常に悪い:0%

活動の継続や市民等の活動実現に必要なと感じる行政によるサポート



⇒ 応募のしやすさ、限度額・補助率、対象経費は、応募者によって評価がわかれている
 ⇒ 必要だと感じる行政のサポートとして、活動の広報・周知、制度や仕組みの発信・周知が特に挙げられている

2. 専門家(藪谷先生)コメント

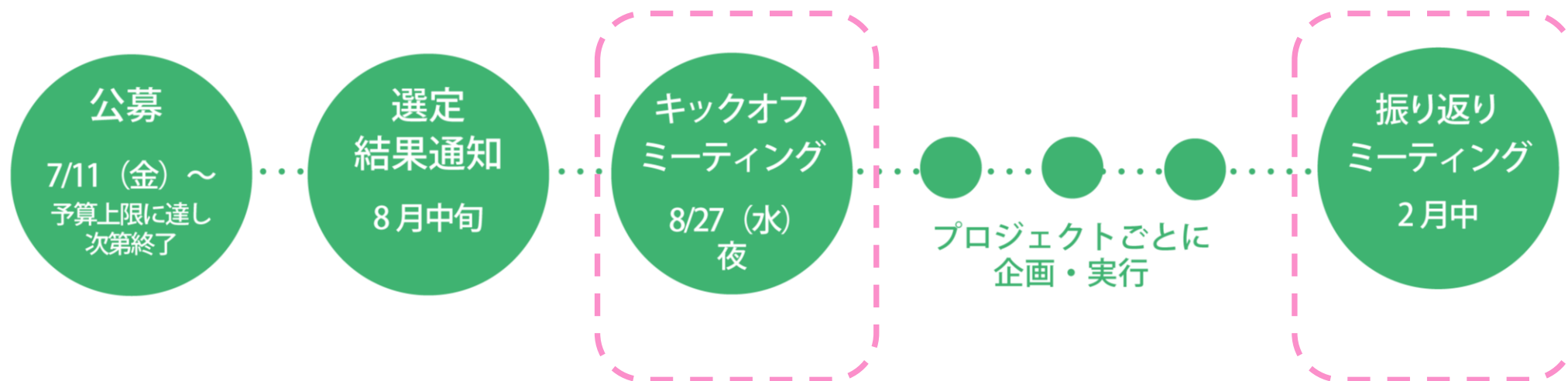
検証項目	評価・今後の課題
①プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・申請のタイミングがバラバラになるのは仕方ない ・景観まちづくりの主体同士のネットワークづくりおよび学びの機会創出は重要であるため、事業後に集まって報告会はできるとよい(できれば必須)
②制度内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニステージなどの什器制作が、どの支援枠であるかがわかりにくいと感じる ・まちの資産としての什器が増えていくこと、それらが個人の資産ではなく、公共の資産として利活用されていくための仕組みが上手くつくれるとよい
③申請・協議の仕組み	<p>【専門家としてのアドバイス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築やまちづくりの専門家によるサポートの必要性をあまり感じてもらえなかったかもしれない ・事務局側の意図を申請者に理解してもらうことが重要 ・補助を通じて申請者の意識醸成にもつなげられるとよい <p>【人的サポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的サポートとして学生が関わることは、支援される側、支援する側、双方にとって良い結果をもたらした ・学生が関わることで申請者のスキル(歌、ギター、ものづくり)の掘り起こしのきっかけになり、スキルと景観まちづくりを上手く繋げられたと感じる ・自身の研究室だけで何件もの対応はできないため、サポートする側を増やしていくことも検討できるとよい

制度全体として、、

- ・景観まちづくりの主体の学び・意識醸成、主体間の接点づくりが重要
- ・申請者だけの学びで終わるのではなく、今後支援を受ける人など広くつながっていくと良い

3. 応募者や取組みの共有・連携ができるプロセスの検証

公募から取組み終了までのプロセス



評価検証

- ・公募期間を1か月程度設定したが、公募期間内の応募は2件（いずれもC事業）であり、申請のタイミングは取組みごとにバラバラであった。
- ・特に、建築物・屋外広告物の修景は、企画から見積もり相談、調整などに時間を要し、事前相談から申請までに半年程度かかった。
- ・振り返りミーティングは、各事業が終了するタイミングでの調整を検討する。
- ・申請のタイミングがバラバラであることを踏まえたプロセス検討が必要である。

4. 制度内容／申請・協議の仕組みの検証

項目	内容	応募者評価	やってみた課題、改善点
制度の使いやすさ	応募条件・記入のしやすさ	課題・改善の余地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・応募しやすい内容だった ・自分たちの取組が補助を受けられるのかわかりにくい ・記載例があれば良かった ・申請や補助対象として決定するまでに時間がかかる
補助率・限度額	補助率、限度額の満足度	課題・改善の余地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・補助があって良かったが、労力の割に少なく感じる ・自分の活動としては十分な金額だが、取組内容によっては少ないかもしれない ・工事の内容に応じて、もう少し補助があればいいと感じた ・什器制作がどの事業に含まれるか、わかりにくい
補助対象経費	対象となる経費の範囲	課題・改善の余地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる維持修繕と修景の違いが明確でない ・ソフト事業の経費で対象とならない経費を明確にすべき
市職員との相談や専門家によるアドバイス	申請や事業実施までの事前相談やより良いものにする協議の仕組み	課題・改善の余地あり	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談に対して、市職員が親切に対応してくれ良かった ・学生の人的サポートにより、支援される側・する側双方にとって良い取組みになった ・事務局側の意図を申請者に伝えるなど、学び・意識醸成につながるとうい

実証実験の結果を踏まえ

景観まちづくり事業補助金交付要綱（案）の検討中であり、より活用がしやすいように今回の支援事例を踏まえたガイドブックの作成や補助金制度のチラシの作成を行う。

(4)氷見市景観形成重点地区景観計画 シンボルロード地区(素案)

【目次】

地区の目指す方向性

- 景観まちづくりの基本方針
 - 第1章 背景と目的
 - 1. 景観まちづくりプラン策定の背景と目的と将来の姿…………… 1
 - 2. 計画の位置づけ…………… 5
 - 3. 対象区域…………… 6
 - 4. 計画の構成…………… 7
 - 第2章 景観特性と資源
 - 1. 景観特性と資源の把握方法…………… 8
 - 2. 景観特性と資源…………… 9
 - 3. 今後の景観形成における課題…………… 16
 - 第3章 景観まちづくりのビジョン・テーマ…………… 18

ビジョン推進への実行ツール

- 景観まちづくりの推進方策
 - 第4章 活動を生み出す景観づくり
 - 1. 活動を生み出す景観づくりの方針…………… 25
 - 2. 活動を生み出す景観づくりの方策…………… 26
 - 3. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定…………… 35
 - 4. 活動を生み出す景観づくりにおける行政の役割…………… 37
 - 第5章 まち並みを形成し、活動を支える景観づくり
 - 1. 地域特性を活かしたまち並みの形成…………… 38
 - 2. 景観法に基づく届出制度の活用…………… 39
 - 3. 届出対象行為…………… 40
 - 4. 景観誘導基準・景観形成基準…………… 42
 - 5. 景観重要公共施設の指定…………… 52
 - 第6章 景観まちづくりの推進
 - 1. 景観まちづくり推進の考え方…………… 53
 - 2. 推進体制…………… 54
 - 3. 推進方策…………… 56
 - 4. 推進プロセス…………… 60
- 参考資料…………… 61

○景観形成重点地区景観計画の主な内容

第1章(導入部)

計画策定の意義と対象範囲を説明する章

第2章(現状分析)

地域の景観資源と解決すべき課題を分析する章

第3章(目標設定)

地域が目指す景観まちづくりの方向性を示す章

第4章(ソフト施策)

人々の活動で景観づくりに取り組むための章

本地区の景観資源を「まもる・いかす・つくる・ととのえる」活動づくりの取組み方策を位置づけ

第5章(ハード施策)

建築のルールでまち並みを形成するための章

良好な景観形成を図るため、全市に準じた配慮すべき「景観誘導基準」に加え、遵守すべき明確な「景観形成基準」を位置づけ

第6章(実行計画)

本計画の推進に向けたプロセスを示す章

景観まちづくりを公・民・学で連携し推進していくマネジメント活動づくりやまち並みの形成のための支援策を位置づけ

●景観まちづくりプラン策定の背景と目的

・景観まちづくりは、単にルールやハード整備によって「建物・広告物・道路などのまち並みと環境を整える」ことだけではなく、まちを使いこなすことや地域に受け継がれる暮らしの作法などの「暮らしやまちを楽しむ活動」によって、「日常の景色や暮らしをもっと楽しく、豊かにしていく活動」です。

・豊かな暮らしや人々の活動が表れる景観は人を惹きつけ、地区内外の人々の交流の場や居場所を生み出し、地域に根づいた産業の振興を促し、さらには地域への誇りや愛着の醸成のきっかけとなり、次世代に魅力あるまちを引き継ぐことにつながっていくと考えています。

景観まちづくり
||
日常の景色や暮らしをもっと楽しく、豊かにしていく活動

ソフト

ハード

暮らしやまちを楽しむ活動づくり

建物・広告物・道路などのまち並みと環境を整える

×



- ・地区内外の人々の交流の場の創出
- ・地域に根づいた産業振興の促進
- ・身近な地域への誇りや愛着の醸成

・次世代に魅力あるまちを引き継ぐ

【景観まちづくりの考え方】

●将来の姿(まちなか区間の実現したい姿)



1 民間のオープンスペースを活かそう
 お店や事業所の駐車場などが週末はマルシェなど、賑わいと活動の場に

3 魅力的／もったいない資源を発見して活かそう
 歴史・文化・自然的資源、公共的なオープンスペースや空き地・空き店舗など、まだ見ぬストックを発見して、活用しよう

5 人の活動が映える建築物や広告物を増やそう
 人の活動や自然環境が映えるよう、建築物や広告物、道路環境等を周辺のまち並みと調和した見え方に整えよう

7 ストリートファニチャーで沿道をつなげよう
 氷見市芸術文化館前のハンギングバスケットやバナーフラッグなど、統一感のあるストリートファニチャーで沿道をつなごう

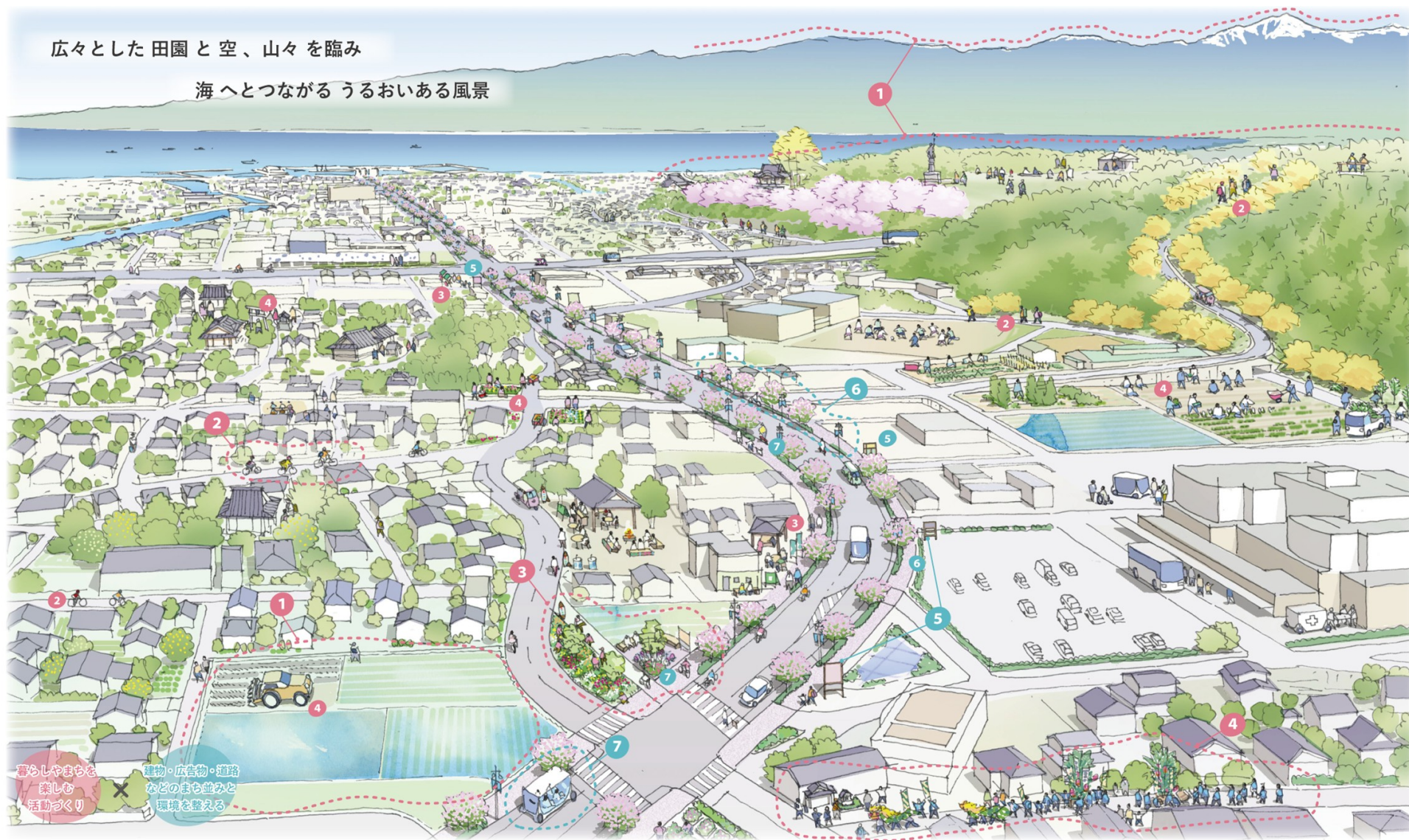
2 小さなみどりを育てよう
 店先、庭先の花や緑を少しずつ増やしていこう。まちのみどりをみんなで育てよう

4 まちなかに座り場・たまり場を増やそう
 ちょっとした時に座れる、たまる場所を増やしていこう

6 子どもが楽しめる場所を増やそう
 広場や並木道、食べられる植栽など、子どもが楽しめる場所を増やそう。それは多様な人が心地良い場所にもなる

8 シンボルロードと周辺の魅力スポットをつなげよう
 サイン、休憩・モビリティのスポット整備、道路の美化化など、シンボルロードから周辺の魅力スポットを巡る環境を整えよう

●将来の姿(田園集落区間の実現したい姿)



- 1 朝日山や立山、田園への眺めを大事にしよう**
朝日山や立山連峰、田園や上庄川など、四季折々、一日の時間の中で変化する豊かな自然環境への眺めを守り活かそう
- 2 回遊ルートを開拓しよう**
ウォーキングやランニングを楽しめる道を開拓してルート化したり、案内サインをつくろう
- 3 シンボルロードと周辺の魅力を結ぶ結節点を彩ろう**
交差点や回遊の結節点を花・みどり、ベンチなどで彩り、通りを歩く人、サイクリングする人の憩いの場所にしよう
- 4 祭礼や身近な環境を守る活動を大事にしよう**
祭礼・行事、おんぞはんや社寺・花壇の美化活動、田園を守る農作業など、景観を守り育ててきた活動をこれからも大事にしよう
- 5 建築物や広告物を周辺の自然環境と調和させよう**
田園集落の広がる周辺の環境や朝日山への眺望を活かしたデザインの建築物や広告物を増やし、道路環境等を整えよう
- 6 まちなかのエントランスにふさわしい道路環境をつくろう**
維持管理された街路樹、ハンギングバスケットやバナーフラッグをまちなか区間とつなげる等、山から海へつながる軸線をつくろう
- 7 多世代が利用しやすいモビリティを充実させよう**
幅員が広く、一直線で安心感のある通りの特徴を活かし、手軽に利用できるモビリティで人の流れを生み出そう

暮らしやまちを
楽しむ
活動づくり

建物・広告物・道路
などのまち並みと
環境を整える

●シンボルロード地区の対象区域

○景観形成重点地区候補地より、「(仮称)氷見インターアクセス地区」、「(仮称)シンボルロード地区」を含む国道415号沿道(道路境界から概ね40m以内の敷地)を「**シンボルロード地区**」として景観形成重点地区に指定。

○ビジョンやテーマを共有し、「**シンボルロード地区**」と一体的な地域として、まちの魅力を高めていく区域を「**シンボルロード周辺回遊エリア**」と位置づけ。

区域設定のポイント

1. 前提条件

- ・路線型の区域指定を想定
- ・地区内は用途地域が混在

2. 基本的な考え方(順位)

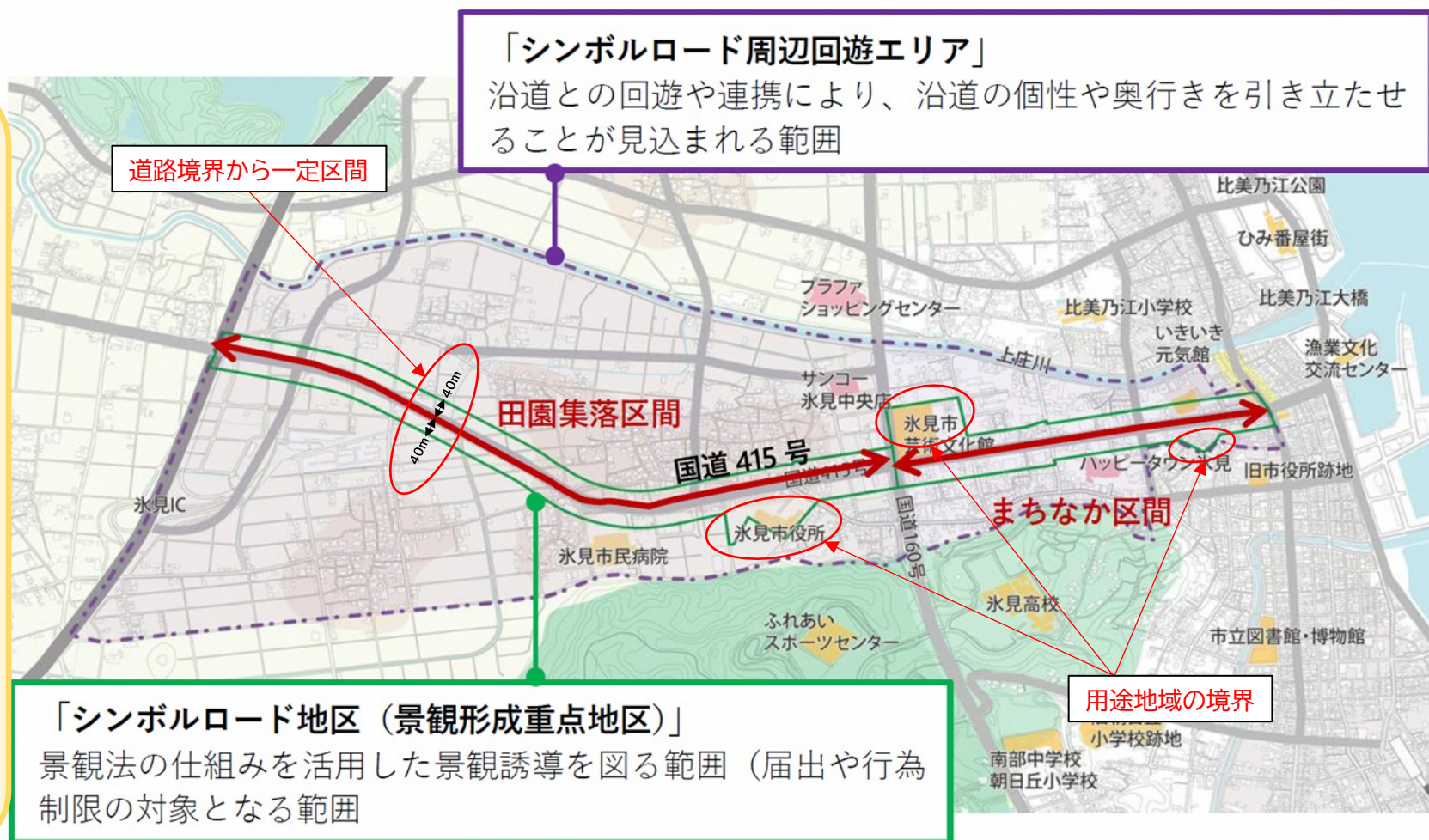
- ①道路境界から一定区間
- ②用途地域の境界
- ③地形・地物の境界

3. 道路境界からの距離

道路境界から両側40mの範囲

【40mを設定した根拠】

路線型用途地域(近隣商業地域)が道路端から40mであり、人が物体の様子が概ね識別できる距離が40mとされているため。



●景観特性と資源

・シンボルロード地区における景観特性を、空間的な要素（自然、歴史文化、土地利用やまち並み）と市民の想いにより把握するとともに、活かすべき景観資源を整理しています。



【ワークショップなどの意見】



【景観特性と資源の把握方法】

自然・田園(P9)

- ・背景に朝日山の稜線が連続する沿道景観
- ・広がる田園(氷見市民病院~氷見IC)
- ・朝日山、上庄川と近接し、気軽にアクセス



【田園風景や朝日山の稜線】

歴史・文化(P10-11)

- ・旧街道や古くから形成された道筋では、黒瓦の家並みが残り、歴史的な趣が感じられるまち並み
- ・お地蔵様や神社などが多数立地している



【市街地の黒瓦の家並み】

まち並み(P12-13)

- ・多くの公共公益施設、商業施設が沿道に立地している
- ・沿道土地利用や周辺とのつながりにより、区間ごとの土地利用のまとまりがある



【お地蔵様や神社】

景観のポイントと眺め(P14)

- ・氷見らしい景観(田園、朝日山や立山連峰など)を眺めるビューポイントが存在
- ・近接する旧市街地、上庄川、旧街道、朝日山など多様な資源があり、魅力をつなぐ

市民の想い・活動(P15)

- ・ワークショップやアンケートから把握される好きな(自慢したい)景観や活動
- ・場所・空間に人の営み・活動が加わることで魅力ある資源になっている

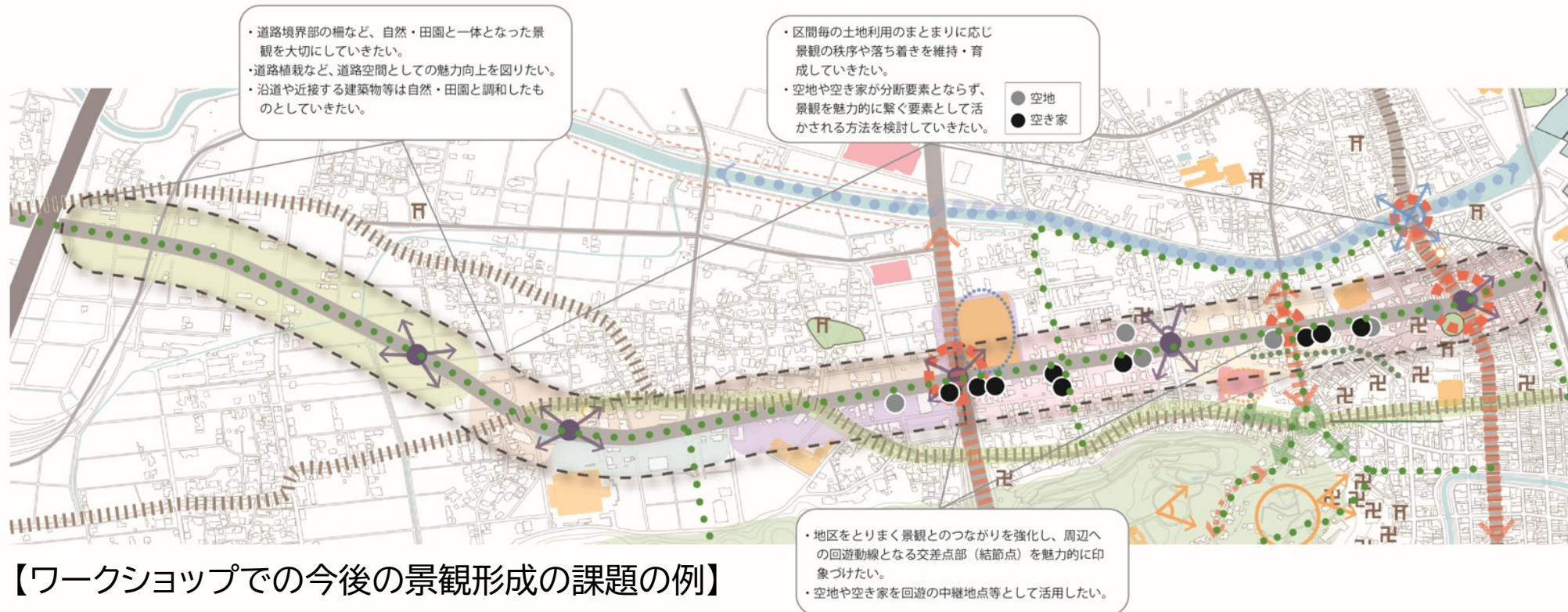


【公共施設の青空広場】

【活かすべき景観資源】

●今後の景観形成における課題

- ・シンボルロード地区における景観特性と市民の想いを踏まえ、今後の景観形成における課題を整理しています。



課題解決に向けたポイント

- 活かすべき地区の特性として、眺めの良さを大切にしてい
- 沿道を取りまく景観とのつながりを強化してい
- 土地利用のまとまりごとに落ち着きや秩序のある景観を維持・育成してい
- 国道415号とその周辺を「歩き」「活動する」空間としてい
- 地区の特性や風景を景観資源として活かし、人の活動や想いに寄り添い活用してい

●景観まちづくりのビジョン・テーマ

・シンボルロード地区における「景観まちづくりの基本方針」として3つのビジョンと5つのテーマを設定しています。

1 地域の多様な魅力が実感できる景観づくり

テーマ1 みんなで魅力を発掘・整理して磨き上げる

地域に点在する魅力を発掘し、景観資源として整理し、さらなる活用を目指す。

空き家や空き店舗の活用などにより、隠れた景観資源を魅力的な空間へ転換する。



テーマ2 魅力を巡り、親しめる心地よい回遊環境をつくる

主要な交差点を修景・活用することで、周辺への人の流れや活動を生み、地域全体の賑わいにつなげる。

案内サイン、休憩スポット、植栽など周辺を巡り親しむ設えを工夫し、心地よい回遊環境を整える。



2 氷見のシンボル軸にふさわしいまち並みの形成

テーマ3 自然環境に囲まれた立地を活かした景観をつくる

四季折々に変化する豊かな自然環境を地域の身近なシンボルとして、守り活かす取組みを進める。

田園景観と調和したまち並みの誘導や道路空間の創出を進め、眺めを活かした眺望点の整備を推進する。



テーマ4 シンボル軸にふさわしい沿道の景観をつくる

シンボル軸にふさわしい沿道景観や、人々の活動が見える賑わいの創出を進める。

フラワーハンギング、街灯や柵の修景を進め、まちのエントランス空間にふさわしい沿道の景観づくりを進める。



3 生き生きとした景観を育てる景観マネジメント

テーマ5 生き生きとした景観の創出と守り育てる景観マネジメント

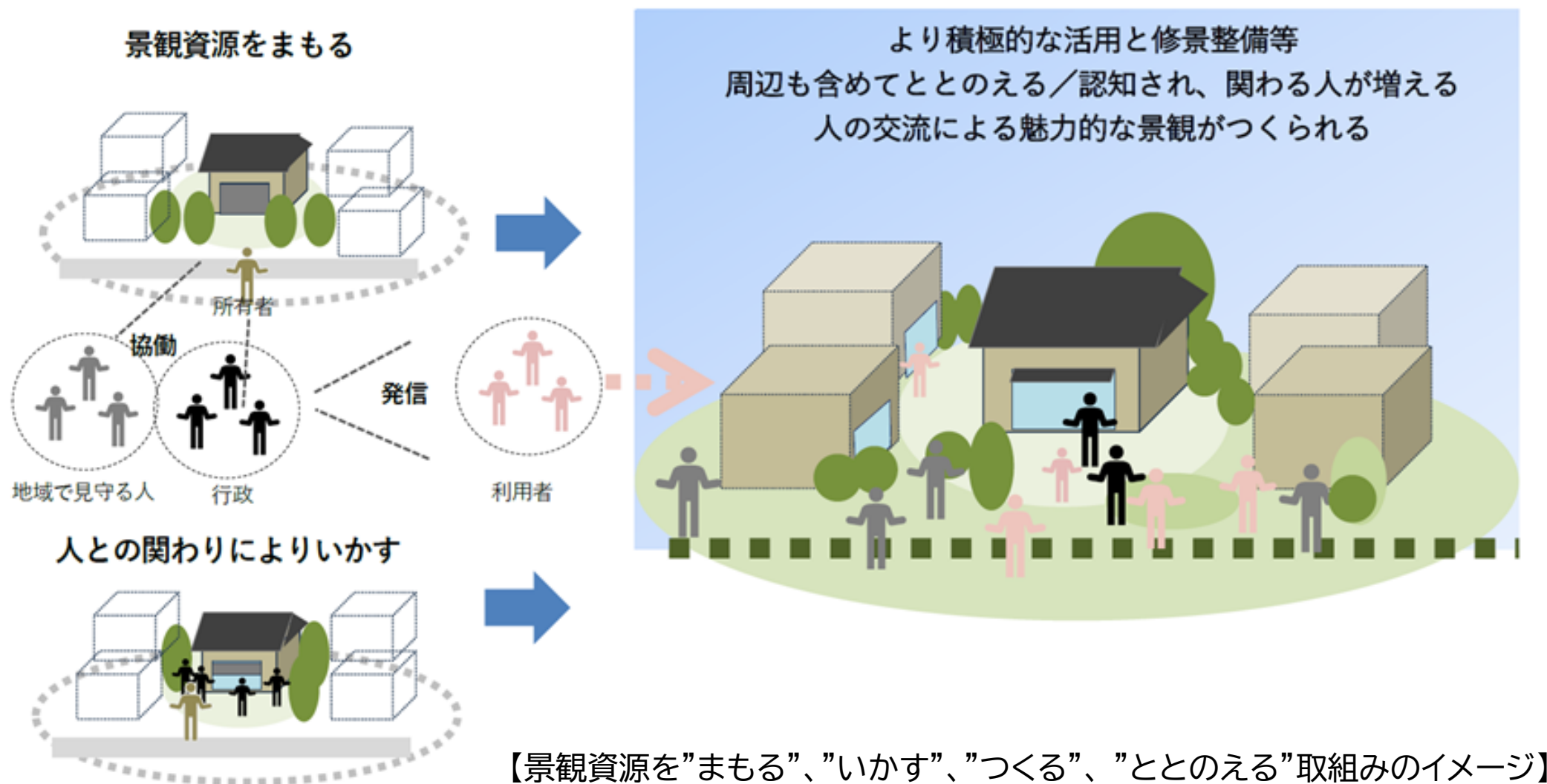
市民や団体が、主体的に景観づくりに参加できる仕組みを整備するとともに、沿道空間で活動がしやすくなる仕組みや環境づくりを推進する。

景観の魅力や景観まちづくりの活動を広く発信し、多主体が連携・協働して景観を守り育てていく取組み(景観マネジメント)を進めます。







●活動を生み出す景観づくりの方針

- ・シンボルロード地区においては、公共公益施設が集積し、公共的なオープンスペースが多いほか、空き地や空き店舗等の潜在的な空間資源も点在しており、それらの多様な資源をみんなで顕在化、共有し、活用していくことが重要です。






●活動を生み出す景観づくりの方策

- ・「氷見市景観計画（全市版）」の基本理念のもと、シンボルロード地区の景観資源を”まもる”、”いかす”、”つくる”、”ととのえる”活動づくりの取組み方針を定めます。

取組み方針	方策の例
<p>(1)景観資源をまもる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観資源の顕在化と次世代への継承 ●景観資源の保全・活用に向けた新たな仕組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の景観の魅力や課題を発見する機会の創出 ・小中学校や高校と連携した景観学習、体験学習等の実施 
<p>(2)景観資源をいかす活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民や事業者等との連携体制の構築 ●情報発信の取組み強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のストック活用促進のための仕組みの検討 ・身近な景観のハードづくりや活動づくりを支援する制度の構築 ・活動紹介パンフレットや事例集の作成・活用 ・優れた活動や取組みを表彰する制度等の創設 
<p>(3)景観資源をつくる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観資源を利活用しながら新たな魅力的な空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道に点在する空き家や空き店舗などのストックの継続的な活用による場の育成 ・景観資源の建築物等の意匠を活かしたセルフリノベーションの推進 ・公共空間の社会実験的な利活用による魅力発信 
<p>(4)景観資源をととのえる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観資源と一体的な風景を構成する主要なスポットの修景と魅力づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源周辺の景観を整えるハード整備の推進 ・景観資源と周辺の空間を一体的に魅せる修景やデザイン誘導の検討 ・眺望点や沿道のビュースポットの整備 ・美化・修景活動への支援や協働体制づくり 

●景観重要建造物・景観重要樹木の指定

・「氷見市景観計画（全市版）」に定める指定基準を踏まえつつ、シンボルロード地区においては、次の候補を景観重要建造物・景観重要樹木への指定を検討し、活用していきます。

	施設名称	景観まちづくりの観点からみた施設の価値	景観まちづくり展開例	
景観重要建造物	氷見市芸術文化館	<ul style="list-style-type: none"> 市を代表する文化施設であり、景観まちづくりの拠点としての価値が高い。 芸術文化館を核とした取組みは、市内外に対して氷見の魅力を発信する効果が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 国道415号を軸とした沿道の店舗や空き地・空き店舗等の活用実験を検討する。 上庄川、朝日山、さらに周辺の社寺などと連携し、自然とまち、新旧の文化をつなぐネットワークルートを設定する。 社寺のたたずまいを活かした景観修景を行い、風格をもたらす。 	
	地区内の社寺	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史文化を象徴するランドマークとしての価値が高い。 地域住民による祭礼や行事の場所として親しまれ、歴史的景観を構成する重要な要素である。 		
景観重要樹木	朝日山のモミジ	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の活動により、朝日山の山裾に植えられた貴重な紅葉林であり、地域の手で育まれた自然景観資源としての価値が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 朝日山お散歩コースを設定・マップ化し、ルート上に見どころを組み込みながら、その魅力を広く伝える。 樹木の維持管理活動への参加を促す仕組み（体験イベント等）を整え、地域ぐるみで育てる景観資源として継続的に支援していく。 	
	地区内社寺の高木	<ul style="list-style-type: none"> 地区の貴重な緑であり、地域の歴史文化を象徴するランドマークとしての価値が高い。 		

●景観を生み出す景観づくりにおける行政の役割

・景観まちづくりの活動の主体は市民や地域団体、事業者等であることから、“やってみたい” “試してみたい” という意欲を持つ市民等が、できることからスモールスタートで取り組みを始められるよう、行政は制度的・技術的な支援を行います。

・小さな身近な景観のハードづくりや活動づくりを継続していくことで、沿道に少しずつ魅力的で親しみのある場所を増やし、地域の多様な魅力を実感できる景観づくりを推進します。

●地域特性を活かしたまち並みの形成方針

① シンボルロード地区のまち並み形成

- ・ 区間ごとの地域特性に応じ、シンボル軸にふさわしいまち並みの形成を目指す。
- ・ 建築物等のデザインや配置については、統一感と地域らしさの両立を図り、魅力的な沿道空間の創出を目指す。

② シンボルロード周辺回遊エリアのまち並み形成

- ・ 集落や営農環境、町家が建ち並ぶ旧街道など、地域の歴史・文化を感じさせるまち並みに配慮する。
- ・ シンボルロード地区と一体的な地域としてまちの魅力を高めていくため、回遊性を高める工夫や一体的な景観向上の取組みを進める。

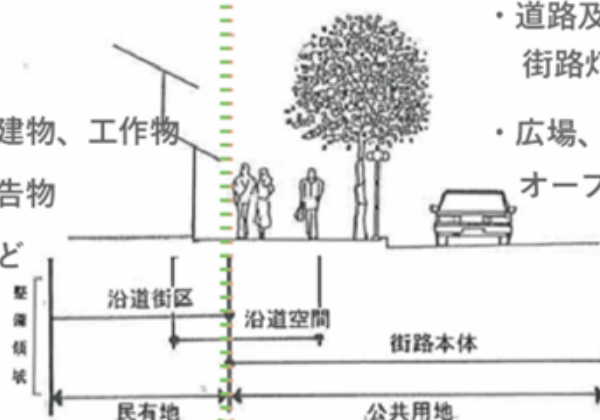
まち並みを形成し、活動を支える景観づくり

地域特性を活かしたまち並みの形成

- ・ 庭先、店先
- ・ 敷地際
- ・ 住まいや店舗・事業所等の建物、工作物
- ・ 個人や事業所で設置する広告物
- ・ 空き家、空き店舗、空地など

まち並みと一体となり、 景観まちづくり活動を支える公共施設

- ・ 道路及び付属物（街路樹、街路灯、ガードレールなど）
- ・ 広場、公園、公共空地などのオープンスペース
- ・ 公共サイン



●景観法に基づく届出制度の活用

- ・地域の特性を活かした良好なまち並み景観を次世代へ継承するため、建築物・工作物等の行為に関して、地区独自の基準として、「景観誘導基準（配慮事項）」と「景観形成基準（遵守事項）」を設定します。

シンボルロード地区における行為の制限に関する事項（景観法第8条2項2号）

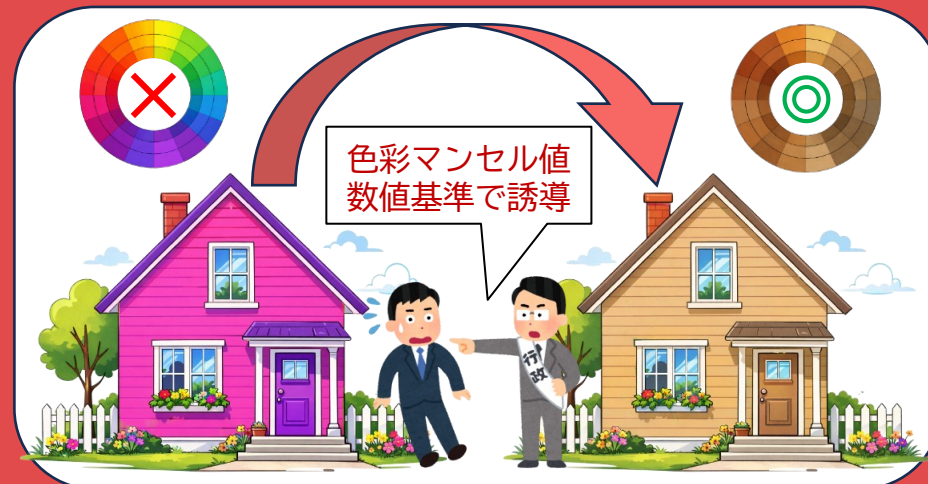
① 景観誘導基準（配慮事項）

氷見市景観計画（全市版）に準じた自主的に配慮すべき比較的緩やかな基準
行政が景観形成の望ましい方向性を示すもの
計画や設計の段階での柔軟な運用を通じて、創意工夫を引き出し、景観誘導するもの（努力義務）
特定届出対象行為の指導・変更命令等の対象外

両輪で
景観誘導

② 景観形成基準（遵守事項）

景観形成重点地区内で建築行為を行う際に必ず遵守すべき具体的な基準（客観的で明確な基準）
特定届出対象行為の指導・変更命令等の判断基準
※特定届出対象行為とは
景観形成重点地区における建築物や工作物の新築・移転・増築・改築・外観の変更



●届出対象行為

- ・景観形成重点地区（シンボルロード地区）における届出対象行為を次表のとおり定めます。
- ・なお、シンボルロード周辺回遊エリアでの届出は、氷見市景観計画（全市版）に準じます。

【届出対象行為の規模検討のポイント】

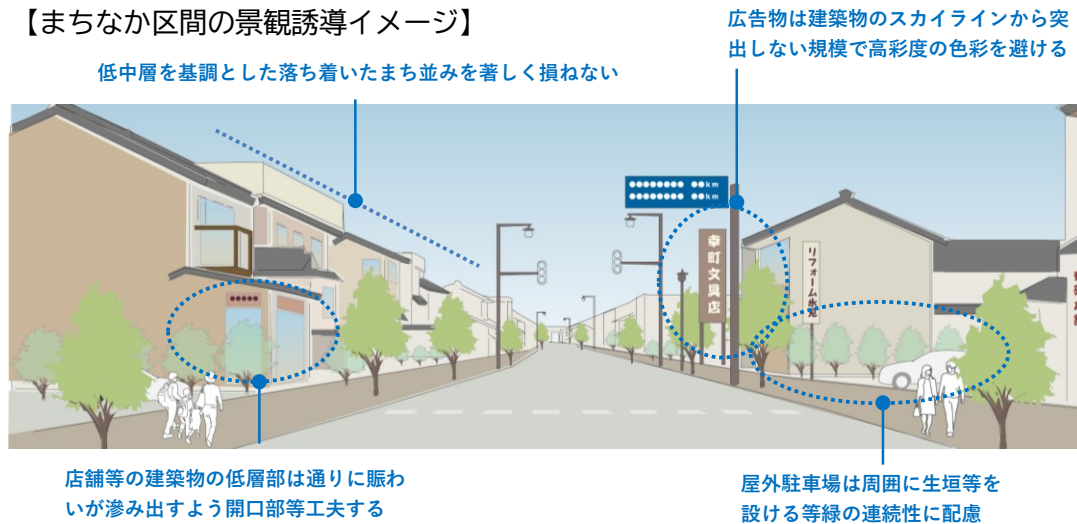
景観形成重点地区においては、小規模な建築物からきめ細やかな景観誘導を行う必要があるため、県内の重点地区の届出対象規模を参考としながら設定した。
参考地域：富山市大手モール地区景観まちづくり推進区域、富山市八尾地区景観まちづくり推進区域、富山県立山・大山地区景観づくり重点地域

行為の種類		届出が必要な行為の規模	備考
建築物の新築・移転・増築・改築		建築面積10㎡超	参考地域と同じ
工作物の 新築・移転・増築・改築	工作物① 煙突、塔等	高さ5m超（建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する）	参考地域と同じ
	工作物② 電線路等	高さ5m超（建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する）	参考地域と同じ
	工作物③ さく、塀等	高さ1.5m超	参考地域と同じ
	工作物④ 遊戯施設等	高さ5m超又は築造面積10㎡超 （建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する）	参考地域と同じ
	工作物⑤ 太陽光設備	設置面積50㎡超	全市版を同じ
建築物等の外観の変更		届出対象行為に該当する建築物等の外観面積の1/2を超える変更	全市版を同じ
開発行為		行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの	全市版と同じ
土地の区画形質の変更 （水面の埋立て及び干拓を含む）		行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面を生ずるもの	全市版と同じ
屋外における物品の集積又は貯蔵		行為の用に供される土地の面積3,000㎡超で、かつ集積又は貯蔵の高さ3m超	全市版と同じ
鉱物の採掘又は土石の類の採取		行為による地形の変更に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面を生ずるもの	全市版と同じ

●景観誘導基準(配慮事項)

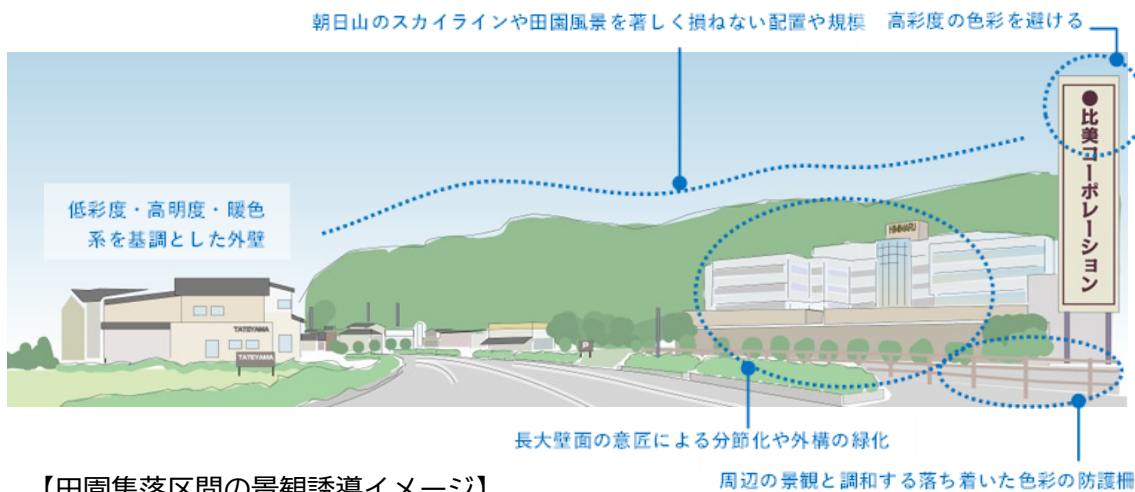
- ・景観形成重点地区(シンボルロード地区)における景観誘導基準を次表のとおり定めます。
- ・なお、シンボルロード地区を「まちなか区間」と「田園集落区間」に区分し、地域特性に応じたきめ細やかな景観誘導基準を設定しています。

【まちなか区間の景観誘導イメージ】



【景観誘導基準の抜粋(全市版と同等基準)】

事項	景観誘導基準	
建築物	位置・高さ	<p>まちなか区間のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低中層を基調とした落ち着いたまち並みを著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。 <p>-----</p> <p>田園集落区間のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日山のスカイラインや田園風景を著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面を持つ外壁や擁壁などは、分節化した意匠や仕上げの工夫等により歩行者に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。 <p>-----</p> <p>まちなか区間のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗等の建築物の低層部は、沿道に賑わいがしみ出すよう、ショーウィンドウや照明、ファニチャー、看板等の設置により店先の滞留空間の演出を工夫する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、地域の特徴である黒瓦を用いるか、低彩度・低明度の色彩を基調とし、まち並み・自然等の背景と色相や明度、色調を揃えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の外周は、高さの異なる植栽等を組み合わせ、道路等の公共空間に面する部分は、季節感を感じられる花木、樹木で緑化するなど、緑が連続したうまいあるまち並みを形成するよう配慮する。
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・大面積での色彩の使用や高彩度の色彩を避け、外壁の色彩やデザインとの調和するよう工夫する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。



【田園集落区間の景観誘導イメージ】

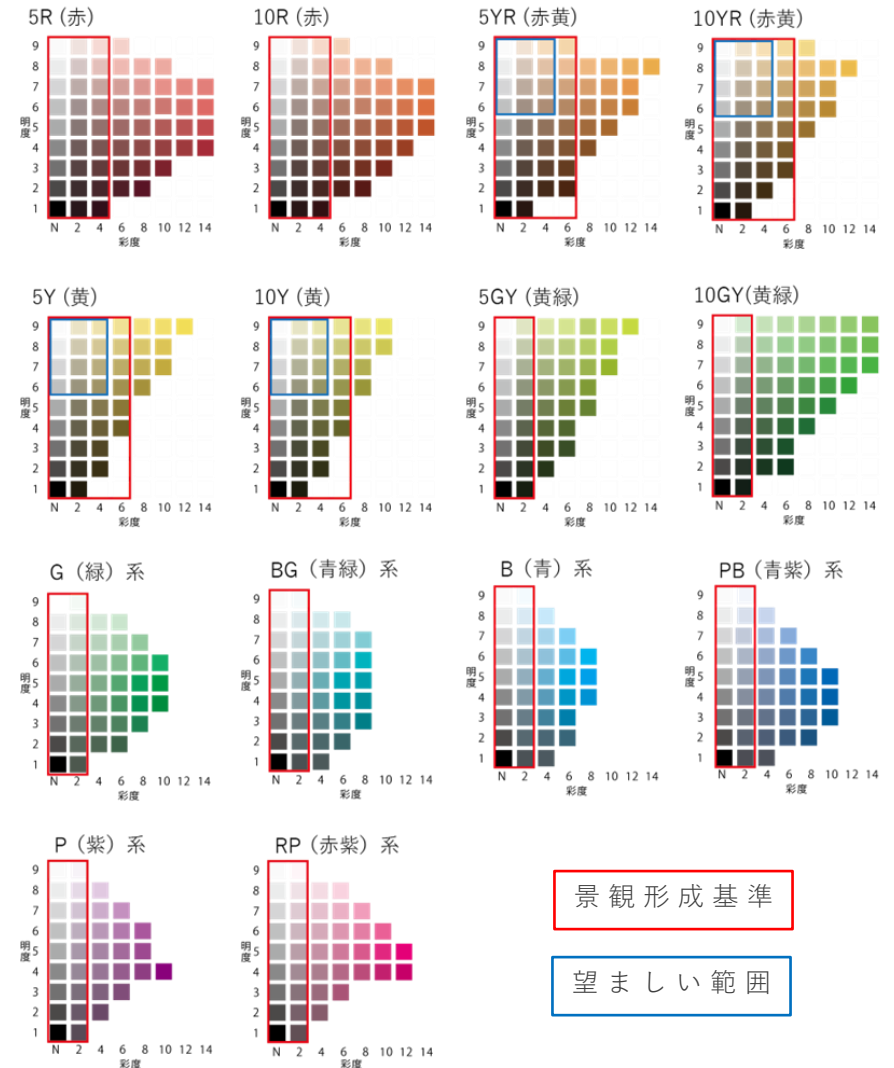
●景観形成基準(遵守事項)

- ・景観形成重点地区(シンボルロード地区)における景観形成基準を次表のとおり定めます。
- ・なお、景観形成基準に適合しない場合は、指導・勧告・変更命令の対象となります。

【景観形成基準】

事項		景観形成基準																	
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付帯施設は、次のいずれかの基準に適合する。 ◎前面の道路から見えない位置に設けられていること。 ◎ルーバーや植栽等による目隠しにより直接望見できない修景措置が施されていること。 ◎前2項が困難な場合で、付帯施設を建築物の外壁と同色とするなど、景観形成上、適切な修景措置が施されていること。 																	
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁の基調色は、下表に示す基準に適合したものとし、使用する色数を少なくし、色彩相互の調和を図ること。ただし、着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観に変化をつけるアクセント色となる色彩については、この限りではない。 <p>■外壁の基調色の色彩基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Y・YR系</th> <th>R系</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>■着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、外壁の見付面積の5分の1未満でアクセントとして用いる色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>すべての色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table>		Y・YR系	R系	その他	彩度	6以下	4以下	2以下	明度	制限なし	制限なし	制限なし		すべての色相	彩度	制限なし	明度
	Y・YR系	R系	その他																
彩度	6以下	4以下	2以下																
明度	制限なし	制限なし	制限なし																
	すべての色相																		
彩度	制限なし																		
明度	制限なし																		

【色彩基準及び推奨するマンセル値の範囲】



景観形成基準

望ましい範囲

●景観まちづくり推進の考え方

- ・「景観マネジメント」は単に建築物等の規制やまち並みの形成をするだけでなく、暮らしやまちを楽しむ活動を生み出すことで、地域の人々の営みが表れるような、生き生きとした景観まちづくりを住民・事業者・行政が協働して進めることです。
- ・「景観まちづくりのビジョン」の実現に向けて、景観マネジメントの主体である個人や団体が主体的に関われるよう、支援の仕組みの整備・充実を図ります。

活動を生み出す景観づくり

(1) 景観資源をまもる活動

- 景観資源の顕在化と次世代への継承
- 景観資源の保全・活用に向けた新たな仕組みの構築

(2) 景観資源をいかす活動

- 市民や事業者等との連携体制の構築
- 情報発信の取組み強化

(3) 景観資源をつくる活動

- 景観資源を活用した新たな魅力的な空間の創出

(4) 景観資源をととのえる活動

- 景観資源と一体的な風景を構成する主要なスポットの修景や魅力づくり

生き生きとした景観の創出と 守り育てる景観マネジメント

推進方策

- 活動やまち並み形成の支援
- 景観づくり協議会の組織化
- 情報発信・普及啓発

本地区における景観マネジメント

○多様な主体が地域の景観を保全・創造することに加え、沿道のオープンスペース等の空間をみんなで使いこなすことを“景観マネジメント”と捉えます。

○景観マネジメントには、自宅やお店回りの清掃・植栽、地域の花壇等の共有空間の管理、営農などの日々の生活や生業も含まれます。

○単に建物等々の規制をするのではなく、地域の人々の営みが表れるような、生き生きとした景観まちづくりを住民・事業者・行政が協働して進め、日常の景色や暮らしをもっと楽しく、豊かにしながら、生き生きとした景観が継続的に維持されていくことを目指します。

まち並みを形成し、活動を支える景観づくり

地域特性を活かしたまち並みの形成

- ・ 庭先、店先
- ・ 敷地際
- ・ 住まいや店舗・事業所等の建物、工作物
- ・ 個人や事業所で設置する広告物
- ・ 空き家、空き店舗、空地など

まち並みと一体となり、 景観まちづくり活動を支える公共施設

- ・ 道路及び付属物（街路樹、街路灯、ガードレールなど）
- ・ 広場、公園、公共空地などのオープンスペース
- ・ 公共サイン



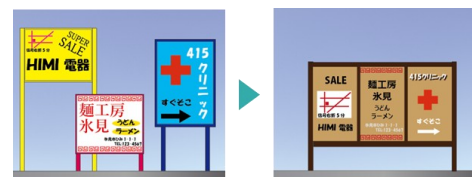
- 不適格建築物の是正
- 好ましい建築物・広告物の修景等の支援
- 沿道の景観整備
- シンボルロードの再整備
- 生き生きとした景観の創出

●景観まちづくりの推進方策

・本計画に掲げたビジョンとテーマを行政と市民等の協働のもとに実現するため、シンボルロード地区（景観形成重点地区）とシンボルロード周辺回遊エリアにおいて、市民等が主体となって行う「建築物・広告物等のまち並み環境を整える取組み」や「暮らしやまちを楽しむ活動づくり」を支援する仕組みを検討します。

①まち並み形成の支援 建築物・屋外広告物の 修景支援

- ・建築物（新築、修繕（屋根・外壁の塗り替え））
- ・建築設備（室外機等）の修景
- ・外構（塀や垣、庭先・店先の花やみどり）
- ・屋外広告物（除却・改善、修景）
- ・その他（自販機、道路付属物等の修景）



②身近な景観の小さな ハードづくり ファニチャー、花・みどりなど

- ・通りの景観を演出するファニチャー（ベンチ、ライト、プランター等）の制作や購入
- ・おんぞはんやポケットパーク、まちかどなど身近な空間の花やみどりづくり
- ・その他、沿道の建築物や空間の改修や魅力化など



③人の流れや動きを生み 出す活動づくり

- ・沿道や周辺の公民のオープンスペースや空き建築を活用して行うイベント
- ・その他、沿道の賑わいづくりに資する活動



●景観まちづくりの推進プロセス

・景観まちづくりの達成状況と効果を把握するため、目標設定し、施策を展開していきます。

	短期(～概ね5年)	中長期(5年～20年)	指標	基準値 (策定時)	中間目標 (5年後)	将来目標 (10年後)
活動を生み出す景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●景観資源の顕在化 (ワークショップやまち歩きなどの景観の魅力を発見する機会の創出) ●情報発信の取組み強化 (活動紹介パンフレットや事例集の作成・活用) ●身近な景観のハードづくりや活動の支援 ●小中学校や高校と連携した景観学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観資源を利活用した新たな魅力的な空間の創出 (空き地や空き店舗の継続的な活用) ●景観資源の保全・活用 (指定・登録・表彰などの景観資源の活用の仕組み検討) ●景観重要建造物・景観重要樹木の指定 	景観まちづくり活動の支援総数	2件 (2025)	10件 (2031)	20件 (2036)
まち並みを形成づくり、	<ul style="list-style-type: none"> ●届出制度の運用 (建築物・工作物等の景観誘導) ●建築物・広告物等の修景支援 (既存不適格、良好な景観まちづくりに資する建築物や屋外広告物の修景等への支援) ●沿道の景観整備 (バナーフラッグやハンギングバスケットの範囲の拡大、ガードレールなど道路付属物の修景) 	<ul style="list-style-type: none"> ●回遊環境の整備 (道路美化や案内サインなど沿道と周辺の景観資源を結ぶ回遊ルートの魅力づくり) ●景観重要公共施設の指定 (公共施設における先導的な景観形成) ●主要な結節点となる交差点周辺の整備 (主要な結節点の建築物の先導的な景観誘導) ●シンボルロードの再整備 (施設更新と合わせた魅力的な道路空間整備) 	建築物・広告物等の修景支援総数	3件 (2025)	10件 (2031)	15件 (2036)
景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●景観まちづくりの推進体制の構築 (公・民・学の連携、景観まちづくりサポーター) ●情報発信・普及啓発 (シンポジウムの開催、普及啓発冊子の作成) ●取組みの輪の広がりに応じた推進体制の構築 (活動同士の連携や協働につながる仕組みの創出) 	<ul style="list-style-type: none"> ●生き生きとした景観の創出 (沿道空間で活動しやすくなる仕組みづくり) ●景観づくり協議会の組織化 (発展的なコミュニティづくり) 	景観づくり協議会の組織化総数	0団体 (2026)	1団体 (2031)	2団体 (2036)

(5)氷見市景観計画(全市版)の一部改定

【目次】

○景観計画（全市版）の主な改定内容

序 章 計画の目的と位置づけ

- 序-1 景観計画の目的…………… 1
- 序-2 景観計画の構成…………… 2
- 序-3 景観計画の位置づけ…………… 3
- 序-4 景観計画の役割…………… 4

→ 第4章4-3節の追加に伴う修正
→ 上位計画の更新に伴う時点更新

変更前	第8次氷見市総合計画(平成24年3月策定)
変更後	第9次氷見市総合計画(令和4年3月策定)

第1章 氷見市の景観構造

- 1-1 景観構造（景観特性からの類型化）の現況…………… 5

第2章 良好な景観の形成に関する方針及び景観計画区域

- 2-1 景観形成の基本理念…………… 10
- 2-2 景観形成の基本方針…………… 11
- 2-3 景観計画区域…………… 12
- 2-4 行為の制限に関する基本的な考え方…………… 13

第3章 市域全体に対する景観誘導策

- 3-1 景観類型別における景観形成の方針…………… 14
- 3-2 景観計画区域における届出対象行為…………… 18
- 3-3 市域全体における景観誘導基準…………… 21

→ 完了届の提出を追加
→ 重点地区景観計画の基準と文言を統一するための修正

第4章 景観形成重点地区の設定

- 4-1 景観形成重点地区の設定基準…………… 28
- 4-2 景観形成重点地区の候補地…………… 29
- 4-3 景観形成重点地区の指定…………… 41

→ 上位計画の更新に伴う時点更新
→ 今回の景観形成重点地区の指定に伴う節の追加

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

- 5-1 景観重要建造物の指定の方針…………… 43
- 5-2 景観重要樹木の指定の方針…………… 44

第6章 その他の良好な景観形成に関する事項

- 6-1 屋外広告物の設置に関する行為の制限に関する事項…………… 45
- 6-2 景観重要公共施設の整備に関する事項…………… 48
- 6-3 景観農業振興地域整備計画に関する事項…………… 49
- 6-4 自然公園法の許可基準に関する事項…………… 49

第7章 計画の実現に向けて

- 7-1 計画の実現に向けた役割…………… 50
- 7-2 計画の実現に向けた取り組み…………… 51
- 7-3 計画の目標設定と見直し…………… 54

→ 目標設定の修正、上位計画の更新、氷見市景観計画の経緯の追加

参考資料

- 委員会名簿、策定までの経過、パブリックコメント実施結果…………… 56

- 「3-2 景観計画区域における届出対象行為」は、重点地区の指定に伴う変更なし。
- 「届出の流れ」では、特定届出対象行為についての補足を追加し、これまで求めていなかった行為の完了後の確認として、完了届の提出を追加。

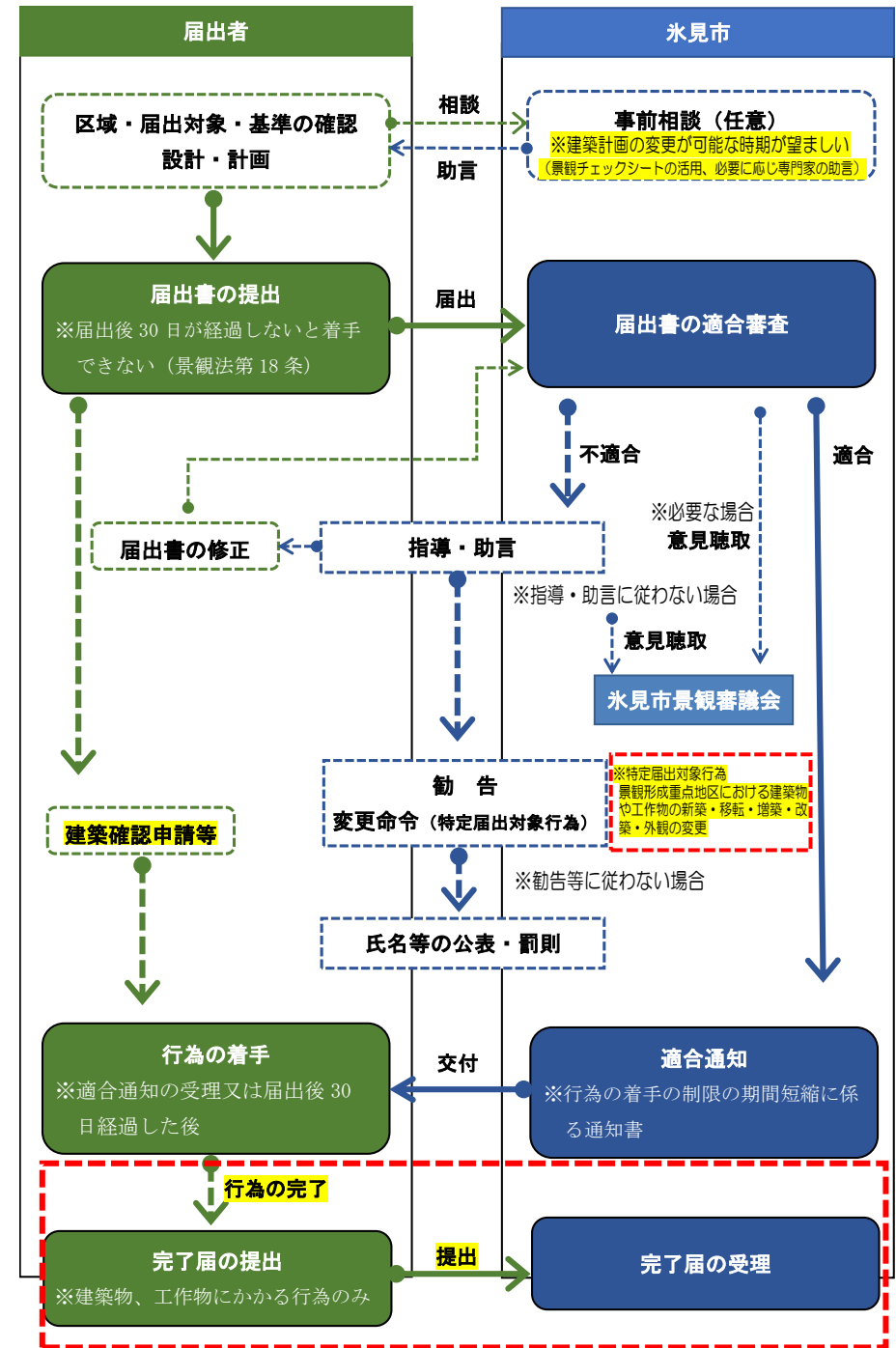
- 「3-3 市域全体における景観誘導基準」は、重点地区の指定に伴い、重点地区の景観誘導基準と整合をとるため、文言などを一部修正。基準の内容自体の大きな変更は無し。

事項	景観誘導基準				
	谷筋集落	平地集落	沿岸部集落	市街地	
建築物	位置・高さ	○	○	○	○
	色彩	○	○	○	○
	敷地の緑化	○	○	○	○

文言を一部修正

建築物	位置・高さ	・連続したまち並みが見られる地域では、 壁面の位置を揃えるなど、まち並みの連続性に 配慮する。	○	○	○	○
	色彩	・敷地内の複数の建築物は 相互の色調を揃え、付帯する屋外設備機器や広告物等は建築物と色相を揃えるなど、全体が調和するよう工夫する。	○	○	○	○
	敷地の緑化	・敷地内の 樹姿や樹勢の良い 樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。	○	○	○	○

【届出の流れ】



- 景観形成重点地区候補地より、「(仮称)氷見インターアクセス地区」、「(仮称)シンボルロード地区」を含む国道415号沿道を「シンボルロード地区」として景観形成重点地区に指定。
- 「シンボルロード地区」と一体的な地域として、まちの魅力を高めていく区域を「シンボルロード周辺回遊エリア」と位置づけ。

景観計画(全市版)では、対象区域の概要と区域の範囲を示し、届出対象行為と行為の制限に関する基準は重点地区景観計画(別冊)で掲げます。

「シンボルロード周辺回遊エリア」

沿道との回遊や連携により、沿道の個性や奥行きを引き立たせることが見込まれる範囲



「シンボルロード地区(景観形成重点地区)」

景観法の仕組みを活用した景観誘導を図る範囲(届出や行為制限の対象となる範囲)

○「1. 良好な景観づくりへ向けた目標設定」を新しい目標値（2024年⇒2029年）に見直した。

項目	指標	目標値			備考
		目標値 (2024年)	現在値 (2025年)	新目標値 (2029年)	
景観形成重点地区	優先的に対応を検討する地区4地区から、地区を指定	2地区	0地区 (未達成)	2地区	2地区指定予定
景観づくり協議会	景観形成重点地区に限らず、市内の良好な景観形成に意欲のある団体の組織化	2団体	0団体 (未達成)	2団体	
景観づくり住民協定	景観づくり協議会地区内または新たな住宅団地などでの良好な景観形成のためのルール(景観づくり住民協定)の締結	1協定	0協定 (未達成)	1協定	

➡ 景観計画全体の内容について、策定から10年(2029年)を目安に定期的な見直しを検討。

○「4. 氷見市景観計画の経緯」を追加した。

時期	内容	詳細
平成16年6月	「景観法」制定	平成17年6月1日 全面施行
平成28年6月1日	「氷見市景観基本計画」策定	氷見らしい景観の分析、目標、方針理念
平成29年3月31日	氷見市が「景観行政団体」に移行	
平成31年3月25日	「氷見市景観計画」策定	市全域を景観計画区域とする 平成31年4月1日 施行
平成31年4月1日	「氷見市景観条例」制定	平成31年10月1日 届出開始
令和8年 月 日	「氷見市景観計画」変更(1回目)及び「氷見市景観形成重点地区景観計画(シンボルロード地区)」策定	重点地区:シンボルロード地区 (仮称)氷見ICアクセス地区及び(仮称)シンボルロード地区を景観形成重点地区として一体的に指定する

これまでの経緯の追加

重点地区指定に伴う追加

(6) 今後の予定

令和7年度

令和7年
7~12月

景観まちづくり支援の実証実験

令和8年
3月23日

景観審議会(改定素案の報告)

令和8年
4月中旬~5月中旬

改定素案に対するパブリックコメントの実施

令和8年
5月中旬

住民説明会の開催

住民意見
の反映

令和8年
6月下旬

景観審議会(改定案の諮問)

令和8年
7月上旬

都市計画審議会(意見聴取)

法定手続

令和8年
8月頃

氷見市議会(事前説明)

令和8年
9月末

景観計画(改定)の公表(告示)

令和8年
11月頃

景観まちづくりシンポジウム(改定内容の周知)

周知期間
6カ月

令和9年
4月~

届出制度・補助支援制度の開始

令和8年度